

議事日程第2号

平成29年12月12日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番~7番)

出席議員 (12名)

議長 山田 儀雄	1番 奥村 雄二	2番 安藤 信治
3番 伏屋 光幸	5番 高山 由行	6番 山口 政治
7番 安藤 雅子	8番 柳生 千明	9番 加藤 保郎
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
教育参事兼 学校教育課長 山田 徹	総務防災課長 須田 和男
企画課長 小木曾 昌文	環境モデル都市 推進室長兼 山田 敏寛 まちづくり課長
亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷 和宏	税務課長 中村 治彦
住民環境課長 若尾 宗久	保険長寿課長 日比野 伸二
福祉課長 高木 雅春	農林課長 可児 英治

建設課長 筒井 幹次

会計管理者 佐久間 英明

生涯学習課長 石原 昭治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務 元規

議会事務局

書記 丸山 浩史

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名で定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、安藤雅子議員から、少しおくれる旨の連絡がありましたので御報告をいたします。

また、上下水道課長の大鋸敏男君より、他の公務のため本日の会議を欠席したい旨の申し出がありましたのでお知らせをいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 高山由行君、6番 山口政治君の2名を指名します。

一般質問

議長（山田儀雄君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

おはようございます。

大勢の傍聴席の皆さんの前で1番バッターということで、多少緊張ぎみですがよろしくお願いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

町民の皆さんから大きな関心が寄せられています新庁舎建設については、昨年9月に設置しました新庁舎整備特別委員会において慎重に議論を積み重ね、同年11月に、御嵩町の将来を見据え新たなまちづくりの可能性が広がる場所へ移転して新築すべきとし、これを特別委員会のみならず議員全員の総意として議長に中間報告しております。

その後、特別委員会では、移転先をどこにすべきか、御嵩町にはどんな庁舎が望ましいかな

どを議論してまいりました。議論が進む中で、移転先については 21 号バイパス沿線一帯、すなわち 21 号バイパスエリア及び顔戸グラウンドを含む県道多治見白川線までの一帯、いわゆる顔戸グラウンドエリアの 2カ所の候補地に絞り込みました。この 2つの候補地のあらゆる要素や条件などを見比べ、現在の状況がどの程度新庁舎の建設地としてふさわしいか、どのようなインフラ整備などの将来負担が必要とされるか、どんな不安材料があるかなどを総合的に評価してまいりました。結果、特別委員会では 21 号バイパスエリアのほうが顔戸グラウンドエリアより優位性が高いと評価し、この評価結果を全会一致で特別委員会の結論とすることに決定し、第 2 次中間報告書としてまとめ、12 月 6 日付で議長に報告しております。この報告書はどなたでも見ることができますので、ぜひごらんいただきたいと思います。その中には評価内容の詳細も明記してありますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

さて、庁舎を新たな場所に移転することになれば、これを契機に今ある庁舎以外の公共施設や公共機能を今後どうしていくべきかについても考えておく必要があるのではないのでしょうか。御嵩町では 1970 年代ごろから地区公民館、小・中学校など多くの建物が集中的に整備されてきました。昔からの地区意識による妥協の中で建設されたと言われるこの庁舎、さらには 4 地区には同じような機能や役割を持つ類似施設が次々に建設されてきました。現庁舎はもちろん、今ではこれらの施設も老朽化が進み、これから大規模改修や建てかえの時期を迎え、町の財政に大きな負担となるであろうことが危惧されています。さらに今後は人口の減少、少子高齢化が進む中、町民の皆さんが公共施設に求める機能や役割が少しずつ変化していくことも予測されています。

そこで、御嵩町では、町内の多くの公共施設の現状を分析し、将来に向けての維持管理、運営に関する基本的な方向性を明らかにするため、平成 28 年 3 月に御嵩町公共施設等総合管理計画、このグリーンの本ですが、策定されています。この計画には、施設機能の統廃合、運営管理などについて大まかな方針が述べられています。また、建物ばかりでなく、道路、橋、上下水道、トンネルなどのインフラ施設も加え、それらの改修などに莫大な費用が必要になってくることも述べられています。特にこの総合管理計画から次の段階へ進む手だてとして、個別計画、施設の個々の個別計画を策定する必要があります。また、この基本計画の中の基本的な考え方の中には、御嵩町の公共施設の統合や廃止の推進方針もうたっています。その一部を紹介させていただきます。

個別計画の策定に当たっては、町民ニーズの変化に対応し統廃合などを行い、身の丈に合った施設規模、スリム化に努め、機能や役割が重複する公民館などの類似施設については、各地区の公共施設を地区ごとに複合化し、どのような機能を残していくのか、地区にこだわりなく統合ないし廃止し、どのように適正な規模にしていくかなど、地域の特質性を踏まえつつ、町

民との合意形成を図る中で進めるとしてあります。しかし、小学校、公民館などの個々の施設を今後どのようにしていくかなどの具体的な個別計画に向けての議論がまだ何もされていないのが現状であります。

そこで質問に入りたいと思います。

新庁舎建設という大事業に取りかかろうとする今、私が特に注目する施設が上之郷中学校です。総管理計画の中の小学校、中学校の基本方針には、児童・生徒の傾向を踏まえ、場合によっては小・中一貫校、他の施設との複合化、減築等も視野に入れて検討していくとされています。この中の小・中一貫校とは、具体的にはどのような目的でどのようなことを目指し、どのような効果を期待したものなのかをお聞きしたいと思います。また、今のままでは上之郷中学校の生徒数がさらに少なくなることが心配されている中、小規模校の少人数であるがゆえの窮状、困惑、不安などが多々あると私は推測しております。これらの現状を踏まえ、今後の小規模学校の将来に向けてのあるべき姿について、学校を管理する立場からどのようにお考えかを教育長にお伺いしたいと思います。

続いての質問でございます。

私は、昭和 34 年に旧御嵩地区と中地区の小学校を統合した御嵩小学校へ最初に入学した 1 年生でございます。私は御嵩地区に住んでいますが、中地区には友人、知人が数多くあり、そのせいか私には御嵩地区、中地区といった旧態依然とした地域意識がほとんどありません。学区区というものは、そこに住む人たちの気持ちを一体化させ、我田引水的な感情をなくし、地域住民の融和に大きな力を発揮するものではないでしょうか。議会の新庁舎整備特別委員会において移転先を議論するに当たり、全員の暗黙の了解のもとではありましたが、潜在的な思いであっても地域意識、地域根性を伺わせるような意見、発言は一切なしという思いで進めてきたと私は自負しております。平成 16 年 3 月に合併をしないことを選択した私たち御嵩町民は、庁舎の移転を契機に、上之郷から伏見に至るまで全ての御嵩町民が、地域意識にとらわれることなく、一体となってまちづくりを進めていく心を育て上げていく必要があると考えます。

そこで思い切った提案をさせていただきます。

20 年、30 年先の御嵩町の礎となるべく子供たちのため、中学校 3 校の統合をまちづくり、人づくりの一つの方策として取り上げることができないかと考えますが、この提案について町長のお考えを伺いたいと思います。

さらに、私は公共施設の統廃合、公共機能の集約ありきが、将来的な御嵩町の健全な運営管理のための最善の選択肢であるとは言い切ることはできません。しかし、御嵩町にとって莫大な投資となる庁舎の移転新築を決めようとする今だからこそ、全ての公共施設の今後のあるべき姿、あり方についての議論を速やかに始めるべきと考えます。そして、行政や議会、一部の

有識者だけで結論を出していくのではなく、御嵩町全域のあらゆる階層の人たちが一緒になって、御嵩町の小・中学校は今後どうあるべきか、公民館などは今後どのような機能が求められ、どんな役割を果たしていくべきかについて話し合うなど、早い段階での議論の機会、場の提供をしていく必要があると考えますが、この点についても町長のお考えを伺いたいと思います。

以上3点になりますが、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（山田儀雄君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

安藤信治議員の御質問の大きく分けて2点になりますが、お答えいたします。

初めに1点目の、小・中一貫校とはどのような目的でどのような効果を期待したものなのかについてです。今まで御嵩町が取り組んできた経緯や現状についてお答えいたします。

まず、小・中一貫教育の基盤となる小・中連携教育についてお話しいたします。

小・中連携教育とは、小・中学校が互いに情報交換し交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育をいいます。平成18年、約60年ぶりに教育基本法が改正され、それに続く学校教育法等の改正により、これまで初等教育、中等教育のように小学校と中学校を分けて捉えていたのを、義務教育という一体的な捉え方が重視されるようになりました。もちろん教育基本法改正以前から、義務教育の責任ということが課題提起をされてはいました。高校生や大学生の学力の実態から、小学校、中学校は何をやっているんだという国民の声があったからです。小・中学校の教職員が義務教育9年間の教育内容を理解し、9年間を見通した系統性を確保し、教育基本法、学校教育法に新たに規定された義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく育てていくことが強く求められてきました。これが小・中連携教育、小・中一貫教育の基本的な目的であります。義務教育の質の向上を図ることがより重要な課題となってきたためです。

可児郡の教職員の研究団体である学校教育研究会は、昭和57年度に可児町が可児市となり、学校教育研究会も発展的に分離し、可児郡と可児市に分かれました。平成12年度から1人1部会制となり、可児郡は岐阜県内では初めて小・中合同の研究部会をスタートさせました。小・中連携による教科研究のスタートであります。学び方や学習内容の系統性が明確になると、小・中連携の利点を積極的に生かしてきました。平成17年度、兼山町が可児市と合併、可児郡は御嵩町1町となり、可児郡の研究テーマの心温かくたくましい子の育成を目指して、より一層まとまりのある研究団体となってきました。

確かな学力を育むため、国は平成 14 年度から学力向上フロンティア事業を開始しました。可茂地区では御嵩小学校と共和中学校が研究指定校となり、御嵩町は教頭会を中心に小・中連携の学力向上推進委員会、現在も続いておりますが、それを設置し、御嵩小学校と共和中学校の実践だけではなく、全小・中学校の実践を交流し、広げ、深めていきました。その基盤の上に立ち、平成 19 年度から全体の学力の一層の向上事業、平成 22 年度から御嵩町学力向上推進事業として小・中連携の学力向上に取り組んできました。各中学校区の小・中交流会は年 3 回春・夏・秋と開催し、教職員や児童・生徒の交流が深められてきました。平成 25 年度より、秋の交流会のうち、指定した校区の交流会には御嵩町全教職員が参加し、御嵩町全体の取り組みとなるよう拡大交流会として位置づけ、実践内容の共通理解を図るようにしてきました。各中学校区は児童生徒に生きる力を育むために、知・徳・体の側面から小・中連携を深めております。年 3 回の交流会を実施し、小・中学校の教職員がそれぞれ生き方づくり、学び方づくり、体づくり等の部会に分かれ、義務教育の出口を見据え、義務教育 9 年間でつきたい力を明らかにし、系統的に指導を進めているところであります。小・中合同の強化部会を行うことで、各教職員がどのようなことにこだわり、教科経営をしているかを話し合い、小・中学校が共通理解をした指導をしていくことで、中 1 ギャップの軽減にもつながっています。

御質問の小・中一貫校とは、小・中連携教育のうち小・中学校が教育目標や目指す子供の姿を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小・中一貫教育の学校をいいます。この規定から言えば、現在御嵩町では全ての中学校区が小・中一貫教育を目指していると言えます。校舎が離れている上之郷中学校と上之郷小学校、そして共和中学校と伏見小学校は分離型小・中一貫教育、向陽中学校と御嵩小学校は隣接型小・中一貫教育を目指していることとなります。

次に御質問の 2 点目でございます。

小規模校の将来に向けてのあるべき姿について、学校を管理する立場からどのようにお考えかについてです。今まで取り組んできた取り組みや今後の展望についてお答えいたします。

御嵩町教育委員会は、御嵩町の期待に応える教育の推進を図るために、21 世紀御嵩町教育夢プラン及び小・中学校教育指導の方針と重点を策定し、その具現に努めています。各小・中学校をより活性化させ、笑顔いっぱいの子供たちになるよう全力で取り組んでいるところであります。

御質問にある小規模校の将来に向けてあるべき姿については、小規模校のよさを生かした特色ある学校運営を進め、より学校や地域を活性化させ、学校を存続させるためにどのような施策を推進しているのかが重要であります。まず上之郷小学校、中学校の児童生徒数の確認をい

たします。平成 29 年度の上之郷中学校の生徒の数は中 3 は 12 名、中 2 は 15 名、中 1 は 13 名。平成 29 年度の上之郷小学校の児童数は小 6 は 13 名、小 5 は 16 名、小 4 は 8 名、小 3 は 18 名、小 2 は 7 名、小 1 は 13 名であります。平成 29 年 12 月現在の住民基本台帳によりますと、平成 30 年度小学校に入学する予定者は 7 名、31 年度は 7 名、32 年度は 8 名、33 年度は 15 名、34 年度は 7 名、35 年度は 9 名であります。上之郷中学校の全校生徒は現在、平成 29 年度は 40 名、来年の 30 年度は 41 名、31 年度は 42 名、32 年度は 37 名、33 年度は 42 名、34 年度は 33 名、35 年度は 38 名であります。

このように上之郷中学校区の今後 7 年間の児童生徒は、多少の減少は見られるものの、学校規模が大きく変わるようなものではありません。これは向陽中学校区でも同様です。共和中学校区では増加していく傾向であります。よって、今後教育の 10 年間は、新学習指導要領に向けて現在取り組んでいる教育をさらに推進し、向上していくことが重要であると考えております。

それでは、上之郷小・中学校の今後のあり方について、より学校や地域を活性化させ、学校を存続させるために取り組んでいる施策を 3 点にまとめてお答えいたします。

1 つ目は、保護者や地域の皆さんの意向を適切に反映する組織として、学校運営協議会を生かしていくことです。学校と保護者や地域の皆さんが、同じ目標に向かって一緒になって子供たちを育てていくことは、子供たちの健全な育成とともに、そこにかかわる地域の大人の皆さんの成長をも促し、ひいては地域のきずなをより一層深め、地域づくりの担い手をより多く育てていくことにつながります。平成 16 年に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会により、地域の力を学校運営に生かし、地域とともにある学校づくりを提唱しています。学校運営協議会の委員は教育委員会が任命し、委員は校長が作成する学校運営の基本方針の承認や学校運営について、学校や教育委員会への意見を述べたり、教職員の任用に関しても教育委員会へ意見を述べたりできます。平成 27 年度に上之郷小学校に学校運営協議会を設置し、学校運営に関して多くの御提言をいただき、上之郷小学校の活性化に努めていただいています。学校運営協議会の働きにより、岐阜県教育委員会から防災教育推進校の指定を受け、県内でトップレベルの実践を現在も継続的に進めていただいております。

また、平成 28 年、29 年、30 年と文部科学省から少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業の指定を受け、少人数のメリットを最大化させる方策として 5 つの研究課題、1. 学力向上、2. 体力向上、3. 歯科保健活動、4. 防災教育、5. 保・小・中の連携に取り組んでいます。また少人数のデメリットを最小化させる方策として 3 つの研究課題、1. 小規模特認校の推進、2. 放課後子ども教室の設置・運営、3. スポーツ少年団の参加

率向上に取り組み、大きな成果を上げています。

上之郷中学校には平成 30 年度、来年度に学校運営協議会を設置するよう現在取り組んでいます。上之郷小学校、中学校の今後のあり方については、学校運営協議会の重要な議題として位置づけていただきたいと願っております。

2つ目は、上之郷学園構想の実現であります。この構想を明確にするために、御嵩町教育委員会は平成 25 年 11 月、白川村の白川郷学園を視察しました。白川小学校と白川中学校を白川郷学園と呼び、隣接型小・中一貫教育に取り組み、学力向上と地域の活性化等に大きな成果を上げている学校でした。ここで学んだ取り組みは、上之郷小・中学校で次のように生かしております。

大きな取り組みとしては、小・中一貫教育の推進による一層の学力向上を目指していることです。全国及び県の学習状況調査の結果分析と考察、改善策、そして9年間を見通したカリキュラムの構築や総合的な学習の時間の一貫した取り組み、さらに聞く、話す、書くの9年間を見通した継続的な指導等に取り組んでおります。さらに、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート、Q-Uテストによる実態把握と活用、挨拶運動、笑顔づくり子どもサミット、道徳の実践と授業改善、歯科保健活動、防災教育、体力テストの分析と体力づくり等も連携して取り組んでおります。小学校6年生が中学校1年生と英語の学習を合同で実施したり、舩五山茶園活動で小学校6年生が茶摘みを中学生と一緒にやって取り組んだり、観劇を小・中合同で実施したり、PTAでは資源回収を小・中合同で実施したりしています。

そして、小・中教職員の兼務による専門性を生かした教科担任制の実施をしております。兼務とは、小・中学校両校で勤務できるよう、岐阜県教育委員会から兼務辞令を交付していただくことです。中学校の音楽の先生や数学の先生等が、小学校で教科担任やチームティーチング等の指導を行っているところであります。

また、御嵩町教育委員会は、平成 27 年 6 月に施設分離型の小・中一貫教育に取り組んでいる塩尻市辰野町中学校組合立両小野中学校を視察、将来的に施設一体型の小・中一貫教育を推進する計画であります。平成 28 年 6 月には、施設一体型の小・中一貫教育に取り組み始めた津市立美里中学校、そして小規模特認校の先進校である鈴鹿市立合川小学校を視察し、上之郷学園構想の実現に向けてその手順を学び、具体化に向けて現在取り組んでいるところでございます。

平成 27 年 6 月 24 日、現行の小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校種として規定する改正法、小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の一部を改正する法律についてが公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されております。平成 29 年度から白川郷学園は義務教育学校としてスタートしました。通路で結

ばれた小・中学校ですから、ほぼ施設一体型であり、校長が1人となるため、学校経営方針が9年間を見通して一貫性があり、まとまりやすい利点があるようです。小学校45分授業、中学校50分授業のため、小・中学校の時間割りの調整についても小・中一貫教育に取り組んでいたところに具体化できていたため、スムーズな導入になったようです。また、小学校と中学校の両方の免許状を持つ教職員というのが必要になり、その確保もできたようです。白川郷学園の今後の学校運営について、さらに情報を収集し、御嵩町に生かしていきたいと思っていますところでもあります。

3つ目は学校選択制であります。

学校教育法施行規則第32条に、教育委員会は就学する学校を指定する場合に、就学すべき学校についてあらかじめ保護者の意見を聴取することができることとされています。この保護者の意見を踏まえて教育委員会は就学する学校を指定する場合は学校選択制といいます。この制度の中、特定の学校について町内のどこからでも選択を認める小規模特認制度を平成29年度、本年度から上之郷小学校に導入いたしました。本年度は4名が通学、来年度は3名ほどが通学する予定であります。また、卒業後はそのまま上之郷中学校へ通学できるよう、上之郷中学校を指定校として位置づけています。ますます魅力のある上之郷小学校、上之郷中学校となるよう磨きをかけていただいているところでもあります。

最後に、学校施設の今後のあり方についてお話しいたします。

先ほど紹介ありました、平成28年3月に策定した御嵩町公共施設等総合管理計画には、各学校施設の残存耐用年数が明確にされています。上之郷小学校は19年、上之郷中学校は35年であります。残存耐用年数11年の伏見小学校については、大規模改修、長寿命化を実施する計画であります。安心・安全な学校となるよう、積極的に予防保全型の維持管理に努め、計画的に校舎の長寿命化を図り、地域の活性化を目指し、児童・生徒の増加を目指した効果的な学校運営に努めてまいります。また、学校施設は単に児童・生徒の教育の場だけではなく、地域コミュニティの拠点でもあり、災害時には避難所になるなど多様な機能を持っています。そのために学校の統合や再編等を進めるには保護者、地域住民の理解を得ていくことが大前提になってきます。上之郷小・中学校に設置する学校運営協議会のさらなる協議の活性化を期待しているところでございます。

以上で小・中一貫教育について、そして小規模校の将来に向けてあるべき姿についての答弁を終わります。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

きょうは非常に寒くて、朝真っ白になっているかなと心配したわけでありましてけれども、この地域はある意味本当にいいところだなあと。災害は最近では避けてくれますし、寒さという意味ではそれほどでもありませんし、大変住むにはいいところなのになあということをお願いながら、朝役場のほうへ来ました。

ただいまは、安藤議員の質問に教育長が答えたところであります。

激論というよりは、教育委員会、教育長の権限といいますか、責任の度合いというものがだんだん行政の長である町長のほうに移ってきた部分がかかなりありますので、つまりは最終責任者というのは首長になってくるということになるかと思えます。そういう意味では、今、教育長にさんざん言うんですけれども、多分、今の答弁の中にもまちづくりという観点というのは欠落しているという状態であります。学校というのは、非常にそういう点では町をつくるための根幹をなすものであるという意識を学校経営の中でしっかりと持ってもらおうと。

学校経営という言葉を使いますと、最近中学校なども私立へ行く子が多くあるようでありまして。なぜ私立に子供が取られてしまうのか。簡単に言えば、経営ということでいけば、お客さんが少なくなっている、ということはなぜそうなるのかということ进行分析していくのが行政の仕事であり、なおかつ教育委員会の仕事でもあると、このように思っているところであります。

安藤議員は最終的には御嵩町の教育参事として、地方公務員の職を全うされたという立場であります。ほとんどは知っておられるというふうには思いますが、あえてこの場で質問をされたということに関して言えば、その小・中一貫校について、いわゆる一般的には見えてきていないんじゃないかということではないのかなというふうに思います。学校という組織の中で、幾ら頑張ってみてもそれは学校内だけの問題になってしまうという部分が非常にせつないところでありましてけれども、多分きょう傍聴の方たくさんお見えになっておりますけれども、小・中一貫校という言葉というのは余りお聞きになったことないでしょうし、御嵩町の小・中は一貫校として頑張っていますよというのも初めてお聞きになった方も多いかと思えます。それでは私はだめだと思っていますので、物理的にも可能な部分は見える化をしていかなければいけないですし、事業についてもやはり、事業というのは勉強の授業ではなくて、いろんな意味での取り組んでいる事業、これについても町民に見える化をしていくということは非常に大切なことだと思えます。

教育委員会を見てますと、先生方ということに限定していきますけれども、非常に自分が対象としている現場というのにはぎやかで活性化しています。ただ、今の質問では、いわゆる義務教育課程の問題ですので、対象となっているのは6歳から15歳の中学3年生までです。毎年それだけの子だけを相手にしていると。親御さんはそれ相応の、その世代の方だけでありま

すので、我々の世代とかもって若い世代というのは知らないというのが現状であります。そこが町全体に教育というものが浸透していかない、教育方針というものが理解していただけていない、知らずことの難しさというのはそこにあるのではないのかなと。そこに活性化しているという勘違いが生じてしまうのではないのかなということを懸念しております。教育長から今後答弁で、まちづくりの一翼を担っているという言葉が出るようになったら、これは本当の意味での御嵩町の教育のあるべき姿を考えてくれ出したのかなと私は思っております。

上之郷の問題が出ておりますけれども、私議員だったとき、もう 20 年を超えておりますけれども、当時田中幸雄議長でありました。2人で一生懸命調べました。上之郷について調べたときに、私は母子手帳で調べました。母子手帳の発行は上之郷地域でどれだけあるのか。これを調べた結果、5年後に1桁だということがわかりました。愕然といたしました。ただ20年前、21年ほど前に1桁になるということは、母子手帳の発行はそうでしたけれども、実際に小学校へ入学する子供というのは十数人いたと。つまり、長男であるような方々が帰ってきてくれるという地域だと。ならば、帰ってきやすい状況をどうつくるかというのが、いわゆる行政の仕事であり、議会の仕事であり、そして教育委員会の仕事だということを強く感じるようになりました。

特に上之郷の無水道地域、これの解消を私自身も力を入れましたのはそういう点でありました。子供たちが洗濯をすると、水道のないところの子のブラウスはちょっと黄ばんでくると。何で私のブラウスは黄色いんだろうというような、そんな悩みをやはり中学生ぐらいになると感じてきますので、それだけでもやはり差別意識を助長しかねないということから、上水道の設置というものをとにかく一日も早く、柳川町政の時代も私は1人でがんがながんがん言っていたんですけれども、やってはいただけなかったと。結果的には私が町長になってすぐ取りかかったということになります。

昭和の大合併と学区制の改革によりまして、小・中学校の統合が進んだことは周知の事実であります。町の一体感、特にこの中、御嵩であります、大変向陽通りで垣根がありまして、かなり違和感がある町であった。これは昭和の大合併の名残だとは思いますが、4地区合併の中でも特にこの中心の真ん中が分かれてしまっていたという現象はございます。ただ、その後、旧御嵩、そして旧の中地区というのは、御嵩小学校が一緒になったことによってその垣根が解消されていったと、私自身はそう感じております。ただ、精神的な、合併したものの一体感の醸成というのはかなり時間がかかりました。40年かかったなという感想を持っております。つまりは御嵩小学校へ同時に入学した、安藤議員が多分途中で1年生として引っ越しをされたんだろうと思うんですけれども、私が外で初めての入学式をやった世代ですので、そのあたりから、御嵩、中ということ余り言わなくなってきた。それ以降の私たちよりも2歳、

3歳上の方々は、まだ今でも中、御嵩の意識がかなり強くあるということも事実であります。それだけ時間がかかったということになるかと思えます。

それで、一体感に大変寄与してくれるわけでありませうけれども、少なくともそうした時間がかかるというのは事実であります。非常に大きなくくりで、美濃加茂市辺りは西中と東中がある。可児市もかなりの大きなエリアで1つの中学校を持っている。そういうことを考えてみますと、御嵩町でも人数的には可能であろうとは思いますが、じゃあそれを今話し合っていくべき問題かと言えば、まだあらがってみるだけの価値はあるんじゃないのかなということをお自身は考えております。確かに統合しますと、その経費は数千万違ってくるかと思えます。施設整備などを入れていけば億単位で年間変わってくる可能性もありますけれども、教育というのは私がお金の問題ではないと思っておりますので、そういう点も含めてこの10年間は、まだ今の状態で打つ手はいろいろあると思っております。それには教育委員会と行政と議会と一体感を持って取り組まなければいけない、また地域住民の方々にも力をおかりしなければいけないということをお自身は考えておりますので、まだまだこの10年間というのはそうした議論をすべき時期になっているというふうには、私自身まだ思っておりません。そういう意味では、町全体の一体感という意味では寄与はしてくれますけれども、その価値というものはいかになるものなのかということもやはり議論の中には入れていかなければいけない。地域には地域の個性がありますから、その個性を消してしまうようなことになるのであれば、それは統廃合が必ずしもいいとは言えないということでもあります。

多分、統合していきますと、これは小学校にも影響を与えていくでしょうから、コンパクトシティー化していくと。これは町の全体の事業を見ていっても、かなり経費の削減ができてくるであろう。つまり、御嵩の中のこの地域に上之郷地区の方々が、町外に出て行かないとするなら、こちらに集まってきてくれるだろう。まちづくりとしてはお金がかからない、いいことではありますけれども、本当にそういう意味ではどうなんだろうというのが私の感覚であります。

学校というのは非常に、小学校は特にそうなんですけれども、小学校の統廃合をすると、その地域の終わりが始まっていくという、そういう感想をお自身は持っています。仮に上之郷小学校は小さい、小規模校で御嵩小学校と一緒にしてしまえということをやってしまうと、上之郷地区自体の終わりが始まっていくというふうに思っています。ですから、中学校がどのような影響を与えるかは、まだこれから研究の余地があるかと思えますけれども、現段階ではその3校統合してということに関しては、もっとあらがいつつ抵抗していきたいというふうに思っております。

私自身は、少子高齢化という言葉を一くくりにして表現することは余り好きでは実はありません。

せん。といいますのは、高齢化というのは私が 10 年、例えば 70 代半ばになっていく、安藤議員も同じですけども、それはもう既にわかっていることでもありますけれども、国が施策として少子化対策をうまくやれば、来年からでもひょっとすると子供を産んでくれる女性がふえるかもしれない。1 人でもあとほだめだと思っている方も、例えば教育費などが余りかからなくなってくれば、いや、もう一人うちの経済力でいけるかなというふうに思ってくれるようなことになれば、少子化というのは意外に数年間で右肩上がりを示すようになる、そういうテーマだと思っています。何もしなければ今までのように右肩下がりが続けていくだけでありますけれども、国の根幹にかかわることですので、もう少し真剣に国会のほうでも議論をしていただきたいというふうに思っているわけですけども、高齢化と少子化はそれくらいテーマとしては違う意味があると私は思っておりますので、手を打つのなら早く少子化対策をしなければいけないと。ただ、地方自治体で何ができるかという、なかなかそういう部分ではしていきえることは少ないというのは現実でありますので、議会の皆さんも含めてこれから国へ働きかけていくこともしていかなければいけない。

教育の法律でもそうなんですけれども、我々の仕事というのは、ただあるものをぶん取ってくればいいという話ではなくて、制度的に問題があればこの制度を変えてほしいとか、こういう制度をつくってほしいということを政治家やいろんな方に働きかけていくというのも重要な仕事であるかと思っておりますので、そういう点についても訴えていくべき問題であろうかと思いません。

ちょっと話を紹介しておきますと、今大都市圏で起きています子供がふえ、若い人は土地などもちょっと安くなりましたので、都市を選んでそこへ住むという現象が起きています。私の長女もそういう選択をした一人でありますけれども、どの中学校へ行けるのかというのは名古屋市内、東京都でもそうですけれども、大変問題であって、自分がどこに住むと最終的にこの中学校へ行けると。その中学校へ行かせるためにそのエリアを選ぶという方法が今若いお父さん、お母さん方は考えていると。それはなぜかという、いじめ問題であるとか、中学校というともう次の進学の問題が発生してきます。これは名古屋市でも起きたわけありますけれども、いじめ問題が頻発に起こるような地域は、その学校、公立の学校であっても評判が落ちるだけではなくて、その周辺の不動産価格も下がってくるという現象が起きてくる。これは若い人たちが選んで住もうとしない、自分の子供をあの中学校へやるわけにはいかないと。ですから、小さいけれどこの小学校へ入れればこちらの中学校へ入れることができる。そうすると、そうした地域が人気が出てきますので、そちらの不動産価格が上がっていくと。これはあくまでも商業的施設ではなくて一般住宅を持つとうとする、またマンションを持つとうとする若い世代、子を持つ若い世帯の方々の選択の基準がそういうところにあるということでもあります。

そういう意味では、全ての人に御嵩に住んでくれというわけにはいきませんが、御嵩のこの環境が気に入ったから住みたいという人が来てくれればいい。ターゲットはある程度そういうところに絞っていく。少人数の学校へ自分の子供はやりたいから上之郷に住みたいという人は確かにいるでしょう。とすると、まちづくりの中でどれだけそれを広げていくか、こういう情報を提供していくかということを考えていく。これは教育中の問題ではなく教育の外の問題である。一つ言えることは、教育長の責任はそこまで考えていく責任があると私は思っておりますので、教育を大切にすることというのは当然のことでもありますので、ただ上之郷地区においては、この質問に対して私も感想を述べながら言ったんですけれども、要求をしろよと。例えば見える化をしたいと本気で思っていないんですよ、まだね。本気で言っているのなら、校舎をつくってくれとなぜ言わないと。小・中学校一緒に一体教育をしたいと、なぜそういう発想をしないんだと。借金してでもつくるんだというような話もしたんですけれども、まだまだそこまで考えがまとまらないようではありますので、いたし方ないとは思っております。

次に議論の機会の提供であります。これは当然、議論というのはいつ始めても早いことはないというふうには思います。町のあらゆる施設というのは老朽化しています。我々世代、結婚すると、そのとき新調した電気器具などは大体同じ時期に壊れてくるというようなことが起きるんですけれども、それと同じで、御嵩町もやっぱり戦後、特に大合併をしてからいろんな施設をつくって均衡を図っていったということになるわけですけれども、それがほぼ同じ時期にできていますので、同じように老朽化しているということです。大変悩ましいことでもあります。目に見えるものだけではなくて、上下水道も含めての話になりますし、目に見えていても側溝などもかなり、今の状況からいうとちょっと小さすぎるんじゃないかというようなこともありますので、橋も含めていろいろインフラは考えていかなければいけないという状況になっておりますけれども、施設の統廃合を完全に前提としたピンポイントの議論というのはなかなか難しいでしょうけど、全体像としての議論を始めるということなら、いつ始めてもいいと思っております。

といいますのは、もし学校の統廃合とか、いろんな公民館も含め統廃合というような、それも選択肢の一つですよということで議論を始めますと、まさにそちらに向かっていかなきゃいけないという感覚で話し合いが始まってしまいますので、そうではないフリートキングで、さあいっぱいある施設、これどうしましょうねという、それでも多分、ああ、やめるつもりなのかなというふうに疑われるというのは当然出てきますので、そこには配慮しながらそういう話し合いの場をつくっていきたいということについてはやぶさかではございません。何度も申し上げますように、教育も御嵩町の重要ではありますけれども、まちづくりの一つであります。私は最大、最高のものに位置づけてはいるわけですが、一つにすぎない。福祉もあれば建設もあ

りますし、防災もあります。そういう意味では一つの問題であります。それら全てが町民や町外の方にも認められた上で、いろんな選択肢を町としては、また行政として与えていくというのが仕事だと思いますので、今後とも皆さんにはお知恵をおかりしながら、よりよいまちづくりの中の教育というものをテーマに考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

教育長におかれましては、新たな言葉がいろいろ出てきました。大きなものは上之郷学園構想なるすごい言葉が出たんですけど、内容は説明されたとおりですが、町長も先ほどおっしゃられたとおりに、それこそ中学校合併ありきが私の最大の選択肢ではないということなのですが、町長のほうにも首長から見た教育、それから教育長はやっぱり教育者として見た御嵩町の教育という観点から、多少の違いがあったようには感じましたんですけど、思うところは一緒だというふうに感じております。

学校のことを考えると、適正規模なんていう言葉もたくさん出てきますが、これがいかなるものかという私もよくわかっておりません。ただ文科省の補助金を出すための規模かなというような考え方もあります。そういった適正な規模というのがなかなか曖昧なもので、学校は何人ぐらいが適当だというのが全くわかっていないのが現実であります。

それからもう一つ、町長のほうから言われました昭和34年に御嵩小学校が統合しまして、御嵩地区、中地区の違和感というか、地域意識というのがだんだんなくなってきたと、大変長い時間がかかるということですので、私もそれがすぐ効果があらわれるなんていうことは一切思っておりません。ただ、今後も、先ほど町長がおっしゃられたように、話し合う場ですね、そういったものをやわらかい形で始めていくことが必要かなというふうに感じました。

それからもう一つ、この新庁舎整備特別委員会の委員長報告の中にあります、後段にありますけど、ちょっと読ませていただきます。議論を重ねてきたこの結果は、特別委員会として手探りながらも将来を見据え、真剣に議論してきたプロセスを住民に明快に示し、後世に記録して残していくということが大切じゃないかということも結びの中に入れてあります。ただ、こういうことを私が言いますのは、当時この庁舎をつくられた、ちょっと変な言い方ですけど、妥協の産物みたいなことを言いましたんですけど、その当時の議論の結果が何も残っていないんですね。だから、そういうことが一番残念であって、これからは教育、御嵩町の小・中学

校の問題を考えたり、公民館の問題を考えたりしたときに、そういった当時の人たちがどのような考えでこういうことを進めてきたのかということを経済に残せるような、記録に残せるような議論を積み重ねていただければ、私は幸いです。

大変長くなりましたが、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで、安藤信治君の一般質問を終わります。

続きまして5番 高山由行君。

質問は、一問一答方式と、パネルを活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

5番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めます。

本日は2番手ということで、12月議会第4回定例会は傍聴者がたくさんおられるということで、やっぱり議員としても傍聴者がたくさん見えると、張り切って頑張ろうという気になりますので、頑張ってやります。

今回の私の質問は、大項目2点について一問一答方式でお願いしてありますので、御答弁のほうをよろしくお願いします。

まず大項目1点目、腎臓病患者の人工透析通院交通費助成の増額要望についてを質問いたします。

今定例会前の11月17日付で、御嵩腎友会会長名で腎臓病患者の人工透析通院交通費助成の増額の要望書が議長宛てに提出されました。今定例会前でしたので、初日に議長報告として、取り扱いは議会としております。

この制度は、御嵩町血液透析患者交通費助成要綱を根拠とし、平成20年4月1日より施行され、週二、三回、年に156回程度ということですが、生命維持のため血液人工透析を受けなければならない腎臓機能障害者の交通費軽減のため、一部を補助するものであります。お隣の可児市では、その前年の平成19年の新年度当初予算より施行されまして、御嵩町より1年早く助成しております。

平成19年3月12日の第1回定例会一般質問において、大沢まり子議員が御嵩腎友会のほうから、当時は制度としてありました、これは現在でもありますが、重度心身障害者社会参加助成の増額についての要望書を受け、増額についての当時の町執行部の見解をただしております。その当時の答弁はと申しますと、「現状を聞いてみる。支援につきましては、助成金の増額にとらわれず、どのような選択肢があるのか、福祉助成制度全般から見てどうあるべきかと

の視点で検討してみたいと考えています」というものであります。

ここで、皆さんもこの時期、おわかりになると思いますが、平成 19 年と申しますと、柳川町政 3 期を終えまして、4 月には渡邊町長が誕生した年であります。そして、3 月の第 1 回定例会は、渡邊町長は議長として大沢議員の質問を聞いておったと思います。聞いていたというより、議長として御高腎友会と面談し、その質問前に補助依頼されているというようですので、議長として考えていたと、私見ではありますが、そう思っております。ここで補助依頼という言葉が適切かどうかわかりませんが、私たちには執行権がないので、行政執行部のほうに要望をされたことをヒアリングしておったということでもあります。

渡邊町長の初めての予算編成に組み込んでいただいたのが、平成 20 年の当初予算の交通費助成制度 55 人分 66 万円計上であります。本年度で 10 年目の制度ですが、私も腎友会の人に少し話を聞かせていただきましたが、昨年 8 月に交通費助成の増額を町長宛てに要望されており、同年 10 月にその回答を得ております。回答要旨は、町単独事業であるため、財源措置や財政状況を考えても難しいこと、近隣市町村と比較しても著しく劣っていないこと、また国・県等の財源担保がされているそのほかの障害者の支援のための助成制度とは違うという理由などから、増額はできない旨の回答でありました。そして、ことしの議長に対して増額の働きかけの要望になりました。

腎友会の人に話を聞いたと申しましても、全ての人、人工透析されている方が全て腎友会に入っているわけでもございませんので、その話を聞いたわけでもありませんし、全ての人現状を把握しているわけでもありません。高齢化が進み、福祉費予算も年々増加し、御嵩町全体の財政状況も決して楽ではないことも承知しておるつもりではあります。町民、また生活弱者の方に寄り添う立場の議員として、あえて増額要望も含めてお伺いしますが、まず、民生部長にお伺いします。

数値的なことで申しわけありませんが、平成 20 年から助成しております交通費ですが、この 9 年間で助成件数と助成費の推移はどうなっているかを、まず 1 点目、お聞きします。

2 点目に、町単事業での福祉交通費助成は人工透析通院交通費助成のほかに幾つかあるようですが、何がありますか。それは平成 28 年度のみでよいので、決算ベースで教えていただきたいと思えます。

3 点目、もし、人工透析通院患者、通院交通費助成を増額するならば、今教えていただいた交通費助成、そのほかの交通費助成も増額しなければ整合性が保てないと思えますか。

民生部長、最後の質問になりますが、この制度が始まってから 10 年目に入ろうとしております。いま一度、人工透析を受けられている人の話を聞き、自分の車を運転して病院に行ける人、タクシー等に頼らなければいけない人等の差異はありますが、議会のほうにも要望書も提

出されていますので、増額要望も含め、どのような形で人工透析患者に対して寄り添った施策ができるのかを考えていただけないか、御見解をお伺いいたします。

民生部長に担当部局のトップとして答弁をしていただくわけではありますが、予算編成上の最後の決断は、やはり町長にあると思いますので、渡邊町長にも少し考えをお伺いいたします。

先ほど申しましたように、平成 19 年、渡邊町長が議長のとときに大沢議員からの一般質問があり、町長は議長の立場でヒアリングされております。可児市では、平成 19 年度予算から透析患者の交通費助成が始まり、平成 19 年 4 月に渡邊町長がスタートし、前町長のとときには腎友会の要望はなかなか実現できなかったものを、渡邊町長のもと、平成 20 年度予算に可児市より 1 年おくれで始まりましたこの助成制度ではありますが、この流れを見ましても、町単独事業ということもありまして、渡邊町長が政策的判断のもと、事業化の判断をしていただいたと考えております。

増額の要望となりますと、いろいろ財政面がクリアしていかなきゃならないこともたくさんありましようが、町長の現時点のお考えをお伺いいたします。

以上、1 問目は終わりますが、私もこの質問に対して、腎友会の会長さんにきょう一般質問をするということを話しましたが、ぜひ傍聴に行きたいということでしたが、きょうは人工透析の日ということで、まさに命をつなぐ、きょう、3 日に 1 回、2 日に 1 回ということなので、それ以上はなかなか言えませんでした。この答弁のことは後ほど伝えますが、またきょう、傍聴者の中には、まさに人工透析をやっておられる方も傍聴しておられるということで、心ある御答弁をよろしく願います。以上です。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、高山議員の 1 番目の質問、腎臓病患者の人工透析通院交通費助成の増額要望についてお答えをいたします。

私には、この質問の (1) から (4) までの回答を求められておりますので、順番にお答えをさせていただきます。

まず 1 番目の質問、平成 20 年度から始まりました御嵩町血液透析患者交通費助成の助成件数と助成費の推移でございます。平成 20 年度が 31 人、金額 35 万 5,000 円。平成 21 年度 35 人、37 万 9,000 円。平成 22 年度 42 人、47 万 2,000 円。平成 23 年度 43 人、47 万 8,000 円。平成 24 年度 46 人、48 万 6,000 円。平成 25 年度 47 人、54 万 2,000 円。平成 26 年度 46 人、52 万 1,000 円。平成 27 年度 55 人、59 万 1,000 円。平成 28 年度

48人、金額は53万5,000円でした。人数が50人前後、それから金額が50万円台で推移しているというような状況でございます。

2番目の質問、町単独事業での人工透析通院交通費助成以外の助成事業の有無とその決算についてお答えをさせていただきます。

人工透析通院交通費助成以外の助成制度は2つございます。1つ目が先ほども議員おっしゃられておられましたが、町重度心身障害者社会参加助成事業でございます。これは、重度心身障害者が社会への参加を促進するために、公共交通機関や自動車利用の一部、これは月額1,000円でございますが、これを助成するというものでございます。平成28年度の決算額が516万6,000円、助成者は461人でした。

2つ目でございますが、町在宅知的障害者交通費助成事業でございます。こちらは在宅の知的障害者及びその付添者の方が通学、それから通所のために継続的に鉄道を利用した場合の交通費が対象ということで、障害の程度によりまして、本人及び付添者にその交通費の5割を負担するというものでございます。平成28年決算額で34万2,050円で、助成者は8人でした。

3番目の質問、人工透析通院交通費助成を増額すれば、他の助成事業を増額しないと整合性がとれないかでございます。

週に3回もの通院が必要ということで、交通費がより多く必要になるということで、この辺については理解をしておるつもりでございますが、ほかの制度もあることから、今回、人工透析患者の交通費助成のみを増額するというふうになりますと、なぜ人工透析通院患者だけかということで説明が求められると思います。他の制度との整合性は難しいというふうに考えております。

4番目、増額要望も含め、人工透析患者に寄り添った施策を考えてもらえないかについてお答えをさせていただきます。

先日、私も腎友会の会長さんと面談をさせていただきました。お話の中で、週3回通院して人工透析を受けないと命にかかわるということ、それから交通経費が家計を圧迫しているというような現状のお話もいただいております。腎友会といたしましては、この助成金の増額を支援していただくということが一番だというようなこともおっしゃっておられましたけれども、例えばそれ以外で、町で何かできることはないのかというようなこともお聞きをさせていただいております。

これは町内に人工透析を受けられるような施設、そういうのがあれば一番いいんだけどなあというようなお話もいただいております。それからあと、きめ細かな交通網の整備ですね。要は病院とかに行くのに、細かなそういうバス交通ですかね、そういったものがあるとありがた

いんだけれどもというようなお話もいただいております。

これらのことにつきましては、一朝一夕に片づくものではございませんが、今後も会長さんとか会員の方の意見も伺いながら、御嵩町として何ができるのか、そういったことも考えながら人工透析の患者さんに寄り添う形での施策も考えていきたいというふうに思っております。

以上で、私の答弁を終わります。よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの高山議員の質問にお答えをいたします。

高山議員は非常に勉強熱心で、過去の議事録などもしっかり読み込んでおられるので、整合性のある答弁をさせていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

高山議員のおっしゃるとおりでありまして、議長として大沢議員が質問される、その際の答弁は記憶にございます。当然、行政と議会に対して両方ともに要望書が出ておるわけですので、私は議長としてそれを受け付けた立場にありますので、行政側がどのような答弁をされるかは、大変興味を持って聞いていたということになります。

予算の執行権はありますけれども、提案権は議会にはありませんので、そういう意味では、予算を認めることはしたとしても、執行権も予算の上程する権利も議会にはありませんので、何とかならないものかなということをおもいつつ、議事の進行をさせていただいたということになります。

私はその後、町長になりましたので、非常に強く印象に残っておりましたし、町長になってからも要望というものを受けました。平成 19 年というのはほぼ 1 年近くありましたので、4 月 20 日ごろでしたから、町長に就任したのが。それからほぼ 11 カ月時間がありましたので、平成 20 年度から始めることができないだろうかということで取り組みをいたしました。

私自身は、こうした事業というのは何とか実現していくべきもの、実態を知らなければ対応はできませんし、実態を教えていただければ、じゃあ次に背中を押すとしたら何かといえば、近隣市町村の動向であります。以前より、柳川町長の時代でもそうですけれども、御嵩町は財政的にいえば、そんなに悪いわけではないわけですので、もうかなり劣っていると、どこの市町村よりも劣っているという状況であれば、辛抱してくださいというのも通るんですけども、中の上ぐらいには御嵩町はあるわけですので、中に一区切りでいけば上位にあるということもあるんですけど、そういう状況の町が反応しないのはおかしいだろうという思いがありましたので、逆に横並び程度はしなければ、行政の責任として果たしたとは言えないということから、補助金交付をすることにいたしました。そんな中で、月 1,000 円というわずかではあ

りますけれども、腎友会会長さんの働き等々もありまして予算化をしたということでもあります。

現在どうなのかということは、ただいま部長が答弁したとおりであります。いろいろ調べてみますと、御嵩町の補助金の交付条件というのは、かなりやわらかい状態で補助をしております。よその市町ですと、タクシーチケットで渡すというようなことがありますので、現金ではないところもあるんです。そうすると使い道としてはタクシーを使わない限り使えないという状況になりますので、自分の車で行き来できるような方に対しては必要のないものになってしまうということでもあります。そういう意味では、大変な思いをしてみえるわけですので、御嵩町はどういう公共交通機関を使おうと、プライベートの自分の車を使われようと、1,000円という補助はさせていただいておる。ですから、自分の乗っている車のガソリン代になっているということもあり得ると思いますけれども、それらも含めてこうした治療に行かれる方に対して補助をしているということでもあります。制度としては、一番使い勝手がいいというふうにしてありますので、今のやり方を変える必要はないだろうというふうに思っております。

増額についても、これはほぼよそ様と同じで、東白川とか七宗はやっぱかなり利便性が低いところが多いものですから、金額がタクシーチケットとして多く渡されているという実態はありますけれども、御嵩町においてはそこまで利便性が悪いというわけではありませんので、現状でいいだろうと。これはほかの市町と比較しても劣ることはないというふうに思っておりますので、現状維持ということにしていきたいと思っております。

じゃあ、どうやって寄り添うんだという話ですが、私、医学界のことは門外漢でありますので、どんなルールがあるのか、しきたりがあるのか知りませんが、御嵩町で40人前後とかそういう数の推移をしております。と考えるのなら、人工透析の場を御嵩町につくるということをするれば、多少通う方の労力も軽減できるのでないのかということをおもいますので、これからでありますけれども、ちょっと勉強させていただいて、ほぼ1日置きに透析に通うということになるかと思っておりますけれども、これはかなり保険でも負担をしているわけですので、言う権利は私もあると思っておりますから、どこか手を挙げてやっていただける医療機関、もしくは建物のどこかで借りればやっていただけるのか、いろんな方法を提案しつつ、そのあたりの医学界のルールも含めて知りつつ、ちょっと研究していきたいというふうに思っております。

でき得れば、そのほうが効果としては高いのではないのかと思っておりますので、またそのあたりの結論に関しては、議会の皆様には御報告を上げたいと思っておりますが、努力することは約束しますけれども、いい答えがでるかどうかは全くわからないという状況でありますので、その点、よろしくお願いいたします。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

民生部長のほうは、なかなか厳しい答弁ではありましたが、町長のほうから一つ提案がございました。人工透析の病院ができちゃあいいというのは、私も考えつきませんでした。町長の答弁を信じて、議会議員としても私も一緒になって勉強、協力していくつもりであります。

一つ町長の言葉から出た、可児市並みという言葉が出ました。可児市と同じ金額でという言葉がありましたけど、もともと町長の20年の政策で、一月1,000円という金額が可児市と同じ金額だということですが、透析の患者さんから言わせれば、1,000円という金額が、まず可児市は可児市に透析の病院があると。御嵩町にはないということで、やっぱり交通費の助成を可児市と同じ金額ではおかしいということも言うておりましたので、そのことも含めて、例えば自分の車で通えない人、タクシーでしか行けない人、そこら辺のことをもう少し調べていただいて、町長の言うておられる、車で通っておられる方の助成も一くくりで、タクシーに乗っておられる方も一くくりで助成されているのはわかっていますが、そこら辺のことをもう少し調べていただいて、その辺の助成ができるか否かを、部長、もう少し調べていただいてやっていただくことと並行に、今、町長がおっしゃっていただいた病院を何とかつくればいいじゃないかという話も、一緒になって私も協力していきますので、よろしく願います。

以上で、この質問は終わります。

2点目の質問に移りたいと思います。

2点目の質問は、項目が産廃問題で翻弄された小和沢地区の未来と土地利用についてと、大変仰々しい題目になっております。産廃問題、小和沢という言葉を知ると、もうその話はいいわという人もたくさんおられますが、あえて質問をいたします。

この質問に先立ちまして、ちょっと見にくいかわかりませんが、私、小和沢の写真を撮ってきておりますので、まず、光って見にくいですが、これが今の八百津のダム工事のほうから御嵩町側、小和沢川を写した写真であります。2枚目は、その逆、小和沢の一番上のほうから丸山ダムに向かって撮った写真であります。この写真は産廃問題で揺れたときにかなり出てきていたのですが、今は木も高くなって、沢のほうが見えないような状況になっております。

質問の、後から話に出てきますが、これが八百津の木曾川右岸から見た守部橋、町長が命名した守部橋とその奥が小和沢の沢であります。

これも同じ全景であります。奥のほうは守部橋で、これが新しい、こちらの八百津側の橋であります。

これも写真を撮ってきました。守部橋の命名由来の碑であります。歩道もありませんし、駐車場もないので近くには寄れませんが、私がこの写真を撮ってから、御嵩町の12月の広報

「ほっとみたけ」にこれが紹介されておりますので、ぜひごらんください。

これが、その守部橋の銘板であります。木曾川側に、トンネルをくぐって守部橋を渡る右側についておりますので、また通ったら、皆さん見ていってください。

それでは、質問に入ります。当時、小和沢地区に計画された産業廃棄物処分場問題のとき、この議場内にもまさに、言い方はこれもどうかとは思いますが、当事者と言われる方がたくさんおられます。全国から注目を浴び、この言葉が適当かわかりませんが、騒然とした時を過ごし、いろいろな方々が当事者になり、問題解決に向けて御努力されましたことは、畏敬の念を改めて抱くところであります。まさに、その渦中におられた方々の前で、それも当時ある意味、日和見的態度で過ごしていた私が、産廃問題や小和沢の未来を語るなど、お叱りを受けましょうが、こんな私ですので逆に素直な観点から聞くこともできることもあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

平成3年に始まった一連の産廃問題は、先ほども申しましたように、私などがつらつら説明するまでもありませんが、平成23年9月1日に処理場計画地の大部分を岐阜県にその当時の業者が無償で寄附をされ、20年かかりましたが、全面解決した経緯がございます。議員として新丸山ダム建設工事の視察や研修で現地に行くことが数回あり、小和沢を木曾川右岸より眺める機会もふえ、ただただ純粋な気持ちで、あの小和沢は今どうなっているんだろうと思い、昨年に1回、ことしに入って2回ほど、県道井尻・八百津線を通り、小和沢を見てまいりました。

八百津側から小和沢のほうに上っていきますと、まず左手に公民館とお堂があり、点々と廃屋が残っております。そして、右側山の中腹から犬の鳴き声がします。さすがに昔、田や畑であったであろうところは雑草で見分けられませんが、犬がいるということは、人が住んでいるんでしょう。洗濯物も干してある家もありました。

総務部長にお聞きしますが、現在住んでおられる方の世帯数と人数をお伺いします。また、自治会としての機能は現在もありますか。小和沢全体の土地の所有者は、平成23年9月の寿和工業株式会社による無償寄附により、大部分が岐阜県であると思っておりますが、人が住まわれておりますので、個人所有もあると考えています。大ざっぱで結構ですので、現在の土地の所有割合でも、個人、町、県でどのようになっていますでしょうか、お伺いします。

次に、町長にお伺いします。総務部長のほうに、今の小和沢のことについて少しお聞きしましたが、実は私が唐突に産廃問題や小和沢のことを持ち出して質問に至ったのは、新丸山ダム工事に関連しての県道つけかえ工事が完成し、ことし10月29日に開通しました。橋も2橋完成しました。大久後トンネルも資材運搬道路もこの県道井尻・八百津線も産廃問題と深く関係していることは承知しておりました。御嵩町側の小和沢川にかかる橋の命名を御嵩町で行

うということで、町長が議会に守部橋としたいと説明があったとき、そのときにこの守部橋に対する思いや小和沢に対する今後のことなどを、ぜひ聞いてみたいと思うようになりました。

私たちは開通前に、議会として橋の未舗装のときに、丸山ダム工事事務所と橋の工事現場を見学させていただいておりますが、開通後、また一人でさっきの写真ですが、この守部橋を通らせていただきましたが、そのときの写真が先ほどの写真であります。12月の広報に守部橋の命名由来の銘板のこともありましたが、私たち議員にもその銘板のことは知らされておりましたので、ますます町長の思いを聞いてみたいと感じるようになりました。

産廃問題は、今、余り問題にはなりません、町長が産廃問題を話すときに、多くはありませんが、小和沢のことを話すことがあります。9月定例会の挨拶の中でも、「新丸山ダムのところで、新丸山ダムの工事中から地域振興を進めていく。この地域振興と私の悲願である小和沢村の再興をどう関連づけていくかを最重要課題と考えている。議員からもぜひアイデアを出してほしい」という内容のものであります。

また、今12月の定例会の町長の挨拶でも、再び町長は小和沢のことに言及しております。少し紹介します。「また、10月18日には小和沢地区の地権者との座談会を美濃加茂市牧野の旧小和沢地区住民の集会所にて開催し、新丸山ダム事業の協力を得ながら、産廃問題以降、荒れ放題の田畑を何とか活性化できないか提案したところ、前向きにお聞きいただきました。今後、地権者にとって、本町にとって、新丸山ダム事業にとって、よりよい方向に進めていけたらと考えております。

新たな動きが少しあるようですので、町長の考えをお伺いしますが、本来なら、その町長の話を伺ってアイデアを持って、議員として執行部に提案できての一般質問の話が筋ではありますが、産廃処分場計画では調整池の真上を通るはずの仮称「第2小和沢橋」が、美しいままの小和沢川の真上を守部橋として時を経て開通したことは、まさに当事者であった町長はいろいろな思い、考えがあると考えています。守部橋と命名した町長の考えと小和沢に対する思いをお伺いいたします。

そして、平成23年9月5日の町長のコメントにあるように、今後、土地の活用について県から当町に利用計画について協議の申し入れがあれば、計画地利用指針に沿った提案をしていきたいと考えていますとあるように、何らかの県からのアクションを待つのか、また御嵩町のほうから町長が提案していくのか、それはまた可能なのか、これからの小和沢の土地利用についての町長の見解をお伺いします。

以上、御答弁のほう、よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

ただいまの質問には執行部から資料を活用しての答弁の申し出がありましたので、これを許

可します。

事務局に資料を配付させます。

〔資料配付〕

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、町長が御答弁を申し上げる前に、高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、産廃問題で翻弄された小和沢地区の未来と土地利用についてと題され、小和沢地区の現状について、3点の御質問であります。

御質問の1点目、小和沢に現在住んでおられる方の世帯数と人数につきましては、2世帯3名の方が居住しておられます。

御質問の2点目、自治会としての機能は現在にありますかにつきましては、町から郵便送付にて、他の自治会と同様に情報などの提供はしていますが、自治会の定義が同一地域の居住者が自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的としてつくる組織とするならば、会長や副会長などの役員を立てて運営することが困難な自治会となっていることから、その機能については必要最小限となっているものと推察しております。

御質問の3点目、現在の土地の所有割合につきましては、現在、産業廃棄物処分場施設建設計画に伴う山林等の用地は岐阜県に寄附され、岐阜県が管理をされております。この区域内には個人保有地や町の一般廃棄物埋立処分場が含まれており、その面積は約90.6ヘクタールになります。この内訳では、岐阜県保有地が山林を約83.7ヘクタール、92.4%ほど。個人保有地が宅地及び農地を約4.7ヘクタール、5.2%ほど。御嵩町保有地が山林などを約2.2ヘクタール、2.4%ほどとなっております。この町保有地は現在使用されていない御嵩町一般廃棄物埋立処分場になります。

私からの御答弁は以上とさせていただきます。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

小和沢について、高山議員の質問にお答えをいたします。

命名を守部橋とさせていただいたこの結論に関しては、前に議会報告をさせていただいたわけですが、それ以降、丸山ダム工事事務所のほうから、こうした銘板をつくりたいというような提案がありました。それで、私自身もお受けしたと。先ほど文字が出ていましたけれども、あれも何枚も書き直して気に入った字を選択した結果ということになるわけではありますけれども、思いというものは物すごくありますし、新たに今回命名をするに当たって、小和沢の歴

史を調べてみると、本当にいろんなことがあったんだなということがよくわかってきて、命名するのに非常に役に立ったといいますか、どうしても我々がかかわった小和沢しか知らないわけですので、それ以前からの歴史であるとか、そういうことも調べていきますと、いろんな状況で苦しんだところだったんだなということがよくわかりました。

銘板、これでありませぬけれども、高山議員と違ってパネルになっていませんので、まだ担当者たちのそんなくが足りないかなというところでありませぬけれども、次回こういうものでパネルが出てきたら、ちょっとそんなくされたということかなと思いますけれども、守部橋の命名由来ということで文言をつくらせていただきました。3つに分けました。いにしえ、非常に古い時代の話、そして現代、これから未来ということで、3つに分けさせていただきました。ちょうどこの設置箇所というのが、銘板を読んでもらうと、その後ろに小和沢の谷が広がるという場所ですので、書き出しでは、銘板を背に望む谷が小和沢であると。小和沢の歴史は幾多の困難を乗り越え、守り抜かれた歴史と言える。

いにしえでは、小和沢村は、いにしえより境界争議が頻発したが、村民によって守り抜かれた。しかし、この地は地勢を伸ばす余地のない貧村であった。明治 33 年、鉄線つり橋小和沢橋の架橋により、木曾街道と直結したという歴史がございます。それまでは木曾川を船で渡っていたとか、商いのほうもほとんどできなかったという状況であったようであります。

そして現代は、平成 3 年、小和沢の谷に産業廃棄物最終処分場の計画が持ち込まれた。忌まわしい事件も発生したが、平成 9 年、御嵩町民の請求した住民投票、平成 20 年、岐阜県・御嵩町・事業者の 3 者協議により計画は白紙撤回となり、下流域 500 万人の水の安全が守られた。これは記憶に、非常に強烈に残っているところであります。

そして未来については、昭和 58 年、木曾川中流域に発生した豪雨は、美濃加茂市、坂祝町、可児市の広大な生活区域を水没させ、その被害は甚大であった。新丸山ダム建設によって治水能力は劇的に高まり、流域量調整により、下流域の河川環境の改善にも期待が高まると。

右記のごとく、小和沢の歴史は民の不断の努力により守り、守られ、守る歴史であると。よって、守部橋と命名するとさせていただきます。これで全てが語られているわけではありませぬけれども、ポイントの部分は伝わるのではないのかなと思っております。

非常に軽く、命名権は、実は前八百津町長のほうから話がございまして、どう、ひとつ御嵩町側の橋に名前をつけないかということでありましたので、その話があつてからしばらく忘れておりましたけれども、いよいよ必要となるということで、このような橋の命名をさせていただいたということであります。ぜひ、そういう意味では忘れてはならない記憶というものを、こうした形で、いにしえから現代、未来まで語り継いでいかなければいけないというふうに思っております。

次の産廃問題全域についてでありますけれども、これが次の計画をどうしていくのかということにつながっていくわけでありまして、産廃問題というのが、非常に小和沢地区の方々を翻弄したという表現もありましたけれども、実際にはもう一方の丸山ダム再開発に対して大変翻弄させたといえますか、影響を与えたということになります。もともと小和沢に住む方々の要望というのは、丸山ダムに対して小和沢地内の県道の拡幅と国道 21 号と小和沢を最短で結ぶトンネルをつくってほしいという要望をしておられたと。これはトンネルをつくりますと、例えば大久後であるとか綱木であるとか、その中間にある地域が全く利用できない道路になってしまうということから、地域からもどちらかと言えば反対ということで、道路の拡幅だけをしていくという計画になった。これによって小和沢の方々は出ていこう、同時並行して、産業廃棄物処分場建設の話もあったようでありまして、選択肢としては二者択一で産廃処分場のほうを選択され、自分たちはもう少し利便性の高いところに出ていきたいということを決められたという記録が残っております。

私も、古い記録を昭和の時代にまでさかのぼって、段ボール箱 5 杯分ぐらいはありましたけれども、全て目を通し、これも何回もポイントの部分は目を通してありますので、大体のことは頭に入っているんですけれども、そのぐらい苦難の歴史を刻んできたのが小和沢地区だというふうに思っております。

実を言いますと、そのトンネル以外にも問題が出ていたのは、なぜ丸山ダム建設がおくれていったのかということでありまして、守部橋を見ていただくとわかるかと思っておりますけれども、その真ん真ん中で支えている唯一の橋脚があります。この橋脚の立つ土地というのが、実は当時寿和工業の土地であったと。基本的には処分場ができもしないのに、そんな土地を分けてはやれないと。当然のことだと思いますけれども、話はまとまらないという状況が、御嵩町が凍結ということで、処分場計画については一歩も前に進ませない、また結論を急がないという方針をとりましたので、橋脚の位置の土地が入手できないという事態に陥り、それ以降、一歩も進まなかったということでありまして。

実を言いますと、現在、皆さん使っておられる、完成しております資材搬入道路、みたけエコラインと命名してありますけれども、この一部にも寿和工業の土地がございました。寿和工業からのメッセージは、当時、まだ私は議長でありましたけれども、柳川町長か渡邊議長がお願いをされるのであれば、話は聞かざるを得ませんねということでした。柳川町長がそういうことをするはずはないものですから、議長として、行政の仕事なんですけれども、それで地域の方々が使える道路が早くできるのならということ、私自身が議長室で寿和工業関係者と会いまして、ぜひその点協力していただきたいというお願いをしたと。即断即決、その時点で返事をいただいて、翌日印鑑を押していただいたということで、資材搬入道路も今使っていた

ける状況になっているということで、非常にある意味、深くかかわってきたもんだなということとは思っております。

こういう問題が見えてこない部分で非常に数多くありましたので、住民投票以降、私は常に柳川前町長に早く決着をつけなきゃだめだと言ってきたのは、自分のところだけの問題じゃありませんよと。ほかにいろいろ影響を与えるところはあるじゃないかということで、とにかく早く決着をつけなきゃだめだということを 10 年間近く言い続けてきたんですけれども、残念ながらそのような決着がつかなかったということで、私が町長になったときの最大、唯一の仕事はそれだなということで取り組んだという経緯がございます。

2年という約束で、私は最初の選挙のときに町民に訴えました。2年間で解決してみせるということを訴えたんですけど、運よくといいますか、大変事務方も頑張ってくれまして、1年ほどでほぼ白紙化ということで決定をしたという経緯があります。

それによって、先ほど高山議員が県に土地を寄附されたと。寿和工業、23年ですか。全面的に寿和工業自体が持っていた土地を全て県に寄附をされたということで、守部橋の橋脚の立つあの土地も県有地になったということになりました。それで計画が一気に進んでいったということで、また期待もされたわけでありましてけれども、その時点で民主党政権が誕生をいたしました。それによって、コンクリートから人へということで、丸山ダムの具体的な事業というのは全部とまってしまった。これは御嵩の責任が非常に重いものですから、私がもう少し早く解決をしていれば、少なくともこういう形に、前に進める形、体制は整えられたであろうとするなら、丸山ダムのかさ上げ工事をもっと早く着工できていたであろうと。これは、ダムをつくれればいいという話ではありませんけれども、全国で唯一反対のないダムであります。先ほど銘板にも書きましたように、昭和58年には大変な浸水をした経験を持つ自治体は、美濃加茂市であるとか坂祝であるとか、可児市もそうです。多大な苦難を乗り越えて、損失を出しながら立ち直ってきたわけでありましてけれども、この洪水の調節能力を新丸山ダムが担うとしたら、御嵩町は一体何でそんなに時間をかけたんだということになりかねないということで、政権がかわったときには愕然としたわけでありまして。

事業をきちんと進めていく政権が誕生しない、これは片づいていかないということになってしまったので、これでもし白紙になってしまったらどうしたらいいんだろうということを変えておりましたけど、何とか政権はまたかわって前に動くようになってきたというのが現状であります。そういう意味では、丸山ダムは本当に翻弄された、一番のある意味、被害者だなということを私もたびたび申し上げております。

ただ、かわわりは深かったがために、小和沢というところを私自身が目にすると、今のあの状態というのは非常に心が痛みます。一体、自分たちは何をやりたかったんだろうと。あれほ

ど荒れ放題にしてしまっただけで、本当にこれは許されることなんだろうかということをつたえたいと思いました。ごみで埋めればいけないかという話ではなくて、もう少し農地は農地としてきちんとしておかなきゃいけないだろうと。民家は民家として解体撤去するなり何なりして、そういう意味では自然に帰すのではなくて、小和沢の谷を守ってきた人たちのために、今度は我々が小和沢の谷を守らなきゃいけないのに、放置しっ放しで恥ずかしいというふうになるようになってしまいました。特に守部橋ができて、そうした銘板を掲げると、もしあそこに立った場合、町外の方、県外の方、いろんな方が見に来られて、ああこんな争議あったよねと言いつつも、あんな状態かということに言われかねない。そういう意味では、あるときまでは誇りでもありましたけれども、今は恥だと思っていますので、現状のまま置くわけにはいかないというのが私自身の考え方です。

私が第1回目町長選挙で当選した際に、マスコミから町長、夢は何ですかと聞かれましたので、私、そのときから意識はありましたので、私の夢は新小和沢村の初代村長になることだということを答えました。その意味がわかった方がいたかどうかはわかりませんが、何とか小和沢を復活させたいという思いは、町長就任の当時から私の一つのライフワークにしなければいけないということを思っています。

そんな経緯もありまして、いろいろ調べていきますと、実は一昨年の秋まで、民民の訴訟が起きていました。小和沢と事業者との間の訴訟であります。補償金の関係であったようですが、私自身はその内容は、民民でするので知る必要もありませんから、見守っていたということで、決着がついたのは2年前の秋ということになります。寿和工業のほうから連絡をいただきまして、きょうこれで和解をしましたので、長い間大変お騒がせをいたしましたということで、私に電話をくれました。ただ、ああそうですかと、ありがとうございますという普通の返事はさせていただいたんですけど、だったらこれから小和沢へ行っていろいろ話し合いを始めようというわけにも、それはいかないだろうということで、ほぼ1年待ったということでもあります。1年待って、ことしの春、まだ寒いころでしたけれども、小和沢の関係者の方に会うか、私が足を運ぶかどうかということでしたが、まずは水面下で一回会って、おまえの顔なんか見たくないよと小和沢の方々に言われるかもしれませんので、どうでしょうねということ聞いてみた。そうしたら、そんなことは思っていないと思いますよと。また来ていただければいいんじゃないですかと、日にちを決めてくださいということをおっしゃっていかれたと。

ただ、何か見るものがないと、口で説明してもなかなかわかりませんよという話でしたので、もともとイメージをしていたちょうどいいものがあったので、これは高知県四万十の日帰りの農園と書いてあるんですけど、クラインガルテンというドイツ発祥でありますけれども、最初に手がけたのが神戸市の西多可町という、基本が八千代町というところでもありますけれども、

日本で初めて敬老の日を始めたという町でありますけれども、そこが3カ所ほどこういうものをつくっている。1カ所40軒ぐらいありますので、大変多くの建物を建てておられるんですけども、非常に盛況で、待ちがあると。あいたら入りたいという方がいっぱいあるんだという話をしていただきまして、この形は小和沢に合わせてあるわけではございませんので、こんなようなコンセプトで手を入れていきたい、農地は農地として維持管理していきたいですし、現状農地、米をつくるにはもう田んぼは水がたまらない状態になるということもあって、丸山ダム工事に関して残土も出てくるということでもありますので、そういうものを利用しながら整地をすれば、また何らかの形で復活させていくことはできるであろう。また、土を運ぶとなれば道路も要りますので、これはうちの責任なのか丸山ダムの責任なのか、それは別として、具体的なことが議論されることになってくるのではないのかなということをおもっております。

部長が答弁したように、面積的には農地は100メートル角が5つぐらいのもので、大した広さではありません。ただ、この件、地元の方とそういう場所を、機会を持つということ、そして、こういう提案をするということは、知事にも直接伝わるような報告をしながら進めておりますので、岐阜県がどのようにかかわっていただけるかについては、今後の課題ということではあります。

まだ、ほかにもキャンプ地であるとか、今、モーターキャンプみたいなものがたくさんできて人気がありますので、ちょうどダムのかさ上げで観光地にもなってきますから、そういう方々を誘致するような、そんな施設があってもいいんじゃないのかということをおもっていますので、当然、岐阜県の山林も視野に入れていかなければいけないという状況ができてくると思いますので、そういう意味では岐阜県の協力も必要になってくるかというふうに思います。

これはあくまでも参考の絵ですので、余りこういうものを示したとあって、これができるという話では困りますけれども、まだまだお見せしただけですので、ただ話し合いはできるという感触は受けております。あと、細々としたというか、本当に何をするのかとか何にも決まっておきませんので、議会の皆さんからも提案していただければ組み込んでいくとか、がらっと全く変えてしまうということも何ら問題になることではありませんので、ぜひそういう点、議会の皆さんにもお知恵をおかりしたいということをお願いしまして、答弁にかえます。10年計画ぐらいになるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔5番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

今、執行部のほうの答弁もかなり長かったのがありまして、よろしくお願いたします。

5番（高山由行君）

守部橋の命名由来も、私もこういう文字にして読み返しております。町長の思いもありますし、小和沢のことも私も聞いたからには、やはりこれからの計画もぜひ一緒になって考えていきたいと考えています。

また、新たな、きょう唐突ではございましたが、クラインガルテンという、私も初めて聞きました。思い、構想もあるということで、また議会としてもいろいろ考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。新しいこともいろいろ本日は聞けて、大変答弁のほう、ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開予定時刻は 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開いたします。

続きまして、11 番 岡本隆子さん。

質問はパネルを活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

11 番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私は、きょうはこの 1 問に集中をしまして勉強してまいりましたので、この 1 点について質問をさせていただきます。

今後の公民館のあり方についてであります。

御嵩町では 4 地区公民館において、館長を初めとして公民館主事や役員の皆さんが中心となって、それぞれの地域の独自性を発揮して、公民館ごとに個性ある取り組みをされていることに、心から敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

本日は、公民館の今後のあり方について質問をいたします。

質問に当たり、公民館の歴史について、ひもといてみました。公民館は、荒れ果てた郷土を復興し、民主主義の根づいた社会をつくっていくために生み出されたもので、地域の総合的、社会教育施設として、戦後まもない昭和 21 年 7 月 5 日付の文部次官通牒、公民館の設置運営についてにより設置が提唱され、その後、昭和 24 年の社会教育法の制定によって法的に位置づけられているものです。その目的は、社会教育法及び各市町村が定める公民館設置条例に基

づき、各種学級講座や講習会等の実施のほか、図書等を設置し、広くその利用を図るとともに、各種団体、機関の連絡調整を図ることとしています。

法的な整備と合わせて、全国各地に公民館が設置され、昭和 30 年代には農村の過疎化や都市の人口急増による都市問題の発生などを背景とし、そうした課題を解決する力を身につける場としての公民館への期待が高まり、教育機関としての公民館としての性格が強まってきました。

その後、昭和 50 年代から 60 年代にかけては、生涯教育の重要性が叫ばれるようになり、経済発展を背景として、余暇時間の増大に対応する生活の質的な向上を実現するための生涯学習を主に実施してきました。

平成 10 年代には、国の地方分権一括法による社会教育法の改正等に伴い、公民館は自主的な活動、学習活動の支援のほか、地域づくりにかかわる活動支援や地域連帯意識の向上等に寄与することが求められるようになってきました。

近年は、社会情勢の変化や生活環境の変化に伴い、公民館は多種多様な生涯学習の場としての役割に加え、地域住民による自主的な地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割が期待されるようになってきました。

そのために、公民館が教育委員会から首長部局へと移管され、生涯学習だけでなく福祉や子育て、防災など広範な地域づくりの活動拠点としてのセンター長を置いて運営をしていくという形態をとる自治体が出てくるようになってきました。

近隣では、美濃加茂市がいち早くその取り組みをしています。多治見市も同様だと聞いておりますが、美濃加茂市では、平成 23 年に生涯学習センターと各地区の公民館を社会教育法の枠に縛られない、誰でも自由に使える施設としています。社会教育法の枠を外すということは、民間事業者が研修や営利目的の催事などの利用もできるし、あるいは政治目的の利用などでもできるようになるということです。民間事業者が利用できるようになった生涯学習センターでは、美濃加茂市では移管直前に比べて、施設利用者が倍増したとのことでした。

昨年 12 月に完成した加茂野交流センターにも行ってまいりましたが、ちょうど初めてのマルシェの開催中で、小さい子供さんたちを連れた若いお母さんたちであふれ返っていました。午前中は身動きできないほどの人出だったと聞いております。また、山之上交流センターでは、毎月 1 回地方創生マルシェ「山の上トレザイール」が開催されています。どちらのマルシェも若い女性が企画しているとのことでした。

また、可児市では、来年度から市内 14 カ所の公民館を一斉に地区センターへと移行するというふうに伺っております。これにより、例えば商品販売会や製品説明会、展示会、あるいはサークル活動などで制作した作品の展示販売などもできるようになります。館内での飲食を目

的とした利用や政治活動報告会なども可能となります。社会教育法に基づかない施設となることで利用の幅が広がり、より有効な活用が可能になること、これまでの社会教育、生涯学習活動の拠点としての役割だけでなく、地域の課題解決のための拠点としての役割などが期待されるというお話を可児市では伺ってまいりました。

私たち議員は、可茂町村議会議員研修で自治を回復し、村の課題を町、村の力で解決するために、協働から総働、小規模多機能自治へという講演を聞いてまいりました。超高齢化している地域が交流センターを拠点として自主組織を立ち上げて、地域の課題をどのように解決しているのかということ、島根県雲南市の事例を中心にお聞きし、私たちが具体的にどのようにしていったらよいのか、多くの示唆を受けました。

御嵩町においては、先ほども述べましたように、現在は活発に公民館活動が展開されています。しかし、今後の超高齢化社会を乗り切るためには、福祉、子育て、防災など地域ごとに違う課題を、住民が主導して知恵を出し合っていかなければならないと思います。これが住民自治を高めるとのことだと思えますけれども、しかし、今の体制では制限されることが多くあるのではないかと考えます。

公民館でサロン活動をされていますが、利益を上げることはできず制限があります。また、物販はできないので、公民館で定期的なマルシェも難しい。島根県雲南市の事例では、地域自主組織の取り組みとして、高齢者の見守りを行政と協働して行う、学童保育や預かり保育、地域住民がつくったパンや農産物を売るなど、住民活動支援、生涯学習、福祉の3機能を備えた地域づくりの展開が交流センターや自主組織の事業として実施されています。

御嵩町でも公民館を首長部局に移管することも、今後は視野に入れていく必要があるのではないかと思います。それには、時間をかけて、住民をまじえての議論をしなければならない。そして、今後の公民館のあり方についてどのようにしていくのか、本当に議論をしなければなりません。

今回、今後の公民館のあり方について、今後どうしていくのかということについて質問をいたします。今回の質問に当たりまして、当初は教育長か教育参事に御答弁をお願いしようと考えましたが、首長部局に移したほうが良いということから、副町長のお考えをお伺いしたいと思います。

きょう、先ほど議長からお許しをいただきましたので、持参をしましたパネルについてお見せしたいと思います。

これは、御嵩町の人口ですね。これまでの20年と今後の20年の推計ということです。この青が総人口です。このピンク色は15歳から64歳、いわゆる生産人口ですけれども、人口の減少が生産人口の減少と同じ幅になっていますので、本当に人口の減少は生産人口の人たち

が減っていくということがよくわかります。次に、このだいたい色ですけれども、これは 65 歳以上の人です。生産人口が右肩下がりに対して、この 65 歳以上のところは右肩上がりとなっています。今、2015 年、5,213 人という 65 歳以上が 2,035 年には、あと 20 年もないぐらいですけれども、5,648 人というふうになります。そして緑が 0 歳から 14 歳、中学生までの子供たちは右肩下がりに下がっていくわけです。そして、このだいたい色の 65 歳以上の人口の中で、特に 75 歳以上の人を赤で示しましたけれども、75 歳以上の人はいずれも右肩上がりでふえていきます。こういった御嵩町で、この人口動態ですけれども、やっぱりグラフにしてみると、いかに御嵩町で高齢化が進んでいくかということがよくわかると思います。

そして、今回、私は、済みません、ちょっと原稿にないですけれども、原稿を出してからこれを調べたので、もう一言ですけれども、質問に当たりまして、公民館にかかわっている皆さんにもお話を伺ってきました。社会教育法の枠を外す、それから公民館のやりたいことをもっとふやしていきたいという声も聞かれた中で、本当に皆さん、とても今後のあり方についても関心を持っていらっしゃる方がたくさんあるということと、やっぱり今の人口減の中で、生産人口が減っていくという中で、公民館の利用者、講座をやる人、それから講座に来る人、同好会の人実際にとても減っているという現状などもありましたの声も聞いていますので、本当に今こそこういった議論を、今後公民館をどうしていくのかということをしなければいけないというふうに思いました。

それからもう一つ紹介ですけれども、これは中日新聞の記事ですが、12 月 6 日だったと思います。これは、学校の先生が退職後に公民館長になって、これは石川県の例ですけれども、公民館を決まった人だけではなくて、子供も大人も気軽に集える茶の間にしていこうというふうな工夫を重ねていって、次第に交流が深まっていくという、子供たちも集える場という、これはこういった記事が中日新聞に載っていましたので、やっぱり公民館がこういった場になるといいなと。

今のまま公民館としてやっていけばいいんですけれども、子育てのこと、放課後、子供たちを預かったり、そして観光の、みんなが立ち寄りたりする、そういったことを、もっとこんなことをやりたい、あんなことをやりたいという中で、そうすると、やはり社会教育法の枠にどうしてもひっかかってくる。そういったことが起こってくるので、こういった今度、あり方について、これから議論をぜひ進めていただきたいということで質問をしました。よろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

9時から身構えておりましたので、かなり緊張感がたまって疲れてくるところを絶妙なタイミングで休憩をいただきましたので、気合いを入れてやっていきたいと思います。

それでは、公民館の今後のあり方について、岡本議員の御質問に対し、高木教育長、山田教育参事の思いもまじえながら答弁させていただきます。

まず、近年、公民館の取り巻く環境、状況を確認したいと思います。自治会加入率の低下や地域活動への参加者減少など、人と人とのつながりが弱まり、地域の連帯感の薄れ、地域コミュニティの低下が進んでいます。公民館活動に対しても、強い関心と興味を持って参加する住民がある一方、若い世代を中心に公民館活動へ関心を払わない、あるいは関心があっても参加する時間がない、方法を知らないという住民もふえています。

このような社会情勢の変化を反映した興味ある数値を紹介させていただきます。平成 27 年度、社会教育統計調査によると、全国の公民館施設数は、平成 11 年度の 1 万 9,063 をピークに年々減少傾向を示し、平成 27 年 10 月 1 日現在で、その数 1 万 4,841 となり、ピーク時と比較して 4,222 も減っています。そんなに廃館や統合が行われているとは考えにくく、恐らく利用制限など縛りの多い公民館よりもコミュニティセンターなどと名前を変えて、首長部局に移管されているものと推測されます。

次に、公民館の利用制限について述べさせていただきます。公民館は社会教育法に基づく公の施設であります。設置及び管理は、市町村教育委員会の事務であること、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、社会福祉の増進に寄与することなどを目的とし、事業の例示として、定期講座、講演会、住民の集会などを上げています。

ただし、一定の制約があり、この制約を規定するのが社会教育法第 23 条であります。そこでは、公民館の運営方針として 3 つの禁止行為を規定しています。まず、専ら営利を目的とした事業、営利事業。特定の政党の利害に関する事業、政治活動。特定の宗教を指示、支援すること、宗教活動であります。このような社会教育法の制約から離れて、公民館からコミュニティセンターへと移行する事例が多くなっています。

過去の事例を紹介させていただきます。産業廃棄物処分場に係る住民投票を実施する折、特定の政治団体から公民館を利用したいと申し出がありました。しかし、公民館での政治活動は禁止行為であることから、利用をお断りさせていただいたことがあります。このことから、制約があることが全て悪いことではなく、むしろ政治的中立性があるからこそ生涯学習の拠点として活動ができるのではないのでしょうか。

さて、隣の可児市も来年 4 月から市内にある公民館 14 館を全て地区センターに移行します。この経緯について、可児市公民館の職員配置状況もあわせて述べさせていただきます。

可児市公民館は、既に市長部局である市民部地域振興課の所管であり、配属されている職員

は非常勤の館長が1名、公民館主事兼務の連絡所所長が1名、さらに臨時職員が1名ないし2名であります。なお、連絡所長は可児市の正規職員であります。市内14の自治連合会単位に公民館を設置し、生涯学習の拠点として市民の利用に付しているところであり、その平均稼働率は約26%前後と聞いております。同好会などの一部の利用者だけでなく、社会教育法の縛りを外し、広く地域住民が利用すること、営業活動、政治活動にも門戸を広げることなど、今まで以上に利用しやすい環境を整備することにより、公民館の稼働率アップを目指すことを手段に、平成28年4月、可児市社会教育委員の会議に対し諮問を行いました。これに対する答申が同年8月に出され、答申内容に沿って公民館をコミュニティセンター化する方針を決めたわけであります。

進め方は、第1段階、第2段階と分けて実施する計画で、第1段階として、平成30年4月から公民館を社会教育法に基づく施設から、同法の枠を外した施設、地区センターとして14館一斉に行います。職員配置は変えないということです。その後、第2段階として、移行後の地域づくりの拠点としてより多くの活用がされるよう市民検討委員会で検討していくこととしています。このように、可児市の今回の動きも市民目線で物事を考え、事務作業、市民との対話、公民館スタッフとの交渉など、一つ一つ丁寧に行ってきた結果であると思えます。

社会教育法の縛り、可児市の経緯を説明した上で、御嵩町の公民館が現在置かれている状況、今後の課題などを述べさせていただきます。

社会教育法により、市町村は公民館を設置する場合は条例で定めることが必須となっております。御嵩町立公民館の設置及び管理に関する条例において、上之郷、御嵩、中及び伏見の4公民館の設置、館長、主事などの職員配置、教育委員会の使用許可、公民館使用料などを想定しています。条例で規定された公の施設である公民館を、今後どのように活用、事業を展開していくのか、その位置づけ、方向性を定めた計画、3つの計画について説明させていただきます。

まず、御嵩町第5次総合計画であります。基本計画5つの方針の1つ、笑顔で育ち合うまちにおいて、生涯学習の推進を掲げ、町民の心豊かな生活や生きがいつくりのために、地域の特性に応じた公民館活動を充実しますと述べています。さらに、基本構想の推進方策で行財政改革と地域経営の視点からのまちづくりと題し、次のような記述があります。協働のまちづくりを推進していくことと並行して、行政改革にも一体的に取り組んでいく必要があります。そのために町民、事業所、行政など多様な主体による柔軟なネットワークをつくり、地域を総合的に経営していくという地域経営を取り入れる必要があると断じています。

次に、2つ目、行政改革の視点から公民館をどのように捉えているのか。第6次御嵩町行財政改革大綱にその規定があります。町民との情報共有推進のため、各種団体、公民館等の催し

の情報を集め、発信する工夫が必要であること。また、行政サービスのマネジメント強化として、町民が利用しやすいように公共施設設置条例等の見直し、コスト意識を持ちつつ、サービス内容の改善をするなど、適切な運営、指定管理者制度、公設民営方式、民間委託など多様な民間活力導入を検討し、質の高い行政サービスの提供を行いますと規定しています。さらに、公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、町民と協働しながら着実に計画を推進しますとも述べています。

最後、3つ目、御嵩町公共施設等総合管理計画における公民館に関する内容を説明いたします。計画期間40年のうち、第1期10年間で町としてあるべき行政サービス水準、必要機能など、総合的に勘案しながら整備する施設の優先順位づけを行い、個別計画に取り組むこととしています。個別計画策定時に、施設の統廃合による施設数量の適正化、スリム化に努める。管理運営についても民間への譲渡、売却、PFIなど民間活力導入もあわせて検討するとあります。

以上3つの計画について、公民館をどのように位置づけているのか説明させていただきました。

次に、御嵩町の公民館の現状と課題について述べさせていただきます。各公民館の職員の配置状況は、いずれも非常勤であります。条例で規定された館長、主事がそれぞれ1名、臨時職員1名で公民館事務を担っている状況であります。限られた人員ではありますが、館長、主事を中心に公民館役員の皆様が地域の特性を生かし、創意工夫しながら一生懸命、公民館活動に携わっています。

21世紀御嵩町教育夢プラン第3次改定においても、生きがいと共生を目指す社会教育の推進を方針とし、重点事項を地域に根差した親しみやすい公民館活動の推進に努めます。公民館講座と公民館行事の支援、地域ボランティア等の支援を得た地域子供教室の開催、同好会の活用と育成としております。

現在、その活動実績は質、量ともに県下でもトップクラスにあり、高い評価を得ていると聞いております。さらに、公民館の活動を充実、発展させるべく、館長、主事及び公民館役員並びに生涯学習課職員による先進地への視察研修も行っております。平成28年8月には瑞浪市を訪問、平成29年6月には美濃加茂市の事例についての研修会など、公民館からコミュニティセンター移行の経緯などを調査、研究してきたところです。

その研修の感想もあわせ、公民館役員の意見は、現状の社会教育法に基づく公民館運営で支障はない。昔と比べてもかなり活動の幅が広がっているし、多くの地域住民が参加し盛況で、役員も充実感を感じている。今の運営で問題がない以上、早急にコミュニティセンター化する理由はなく、その結論を出す時期ではないといった意見が多数を占めています。現場に携わる

方の意見は多いに尊重すべきものと考えます。

反面、各公民館のスタッフにも高齢化の波が押し寄せています。後継者育成の必要性、それを実現する困難、全て公民館役員共通の悩み、課題であり、公民館の今後のあり方、方向性を考える、その必要性を強く認識されているのも事実であります。コミュニティセンター化のみにこだわるのではなく、いろいろな選択肢があると思います。今後も公民館役員と行政が問題意識を共有しながら話し合いを続けていきます。

先ほど、総合計画など3つの計画を紹介させていただきました。これら3つの計画は全て平成28年3月に作成されたものです。翌月の平成28年4月に熊本地震が発生しました。防災拠点となる市や町の庁舎が被災し、使えなくなるケースが相次いでいるといった新聞報道には、耐震性能の低い庁舎を持つ御嵩町にとっても非常に衝撃のある記事、事実でありました。これを受け、まずは南海トラフにも耐え得る庁舎の整備が喫緊の課題であり、議会に諮り、審議していただくなど多岐にわたる経緯を経て、移転、新築へと大きくかじを切ったのが現在の状況であります。庁舎の移転、新築にあわせ、町民交流スペースとしての町民ホールを整備する計画です。災害時には避難所として機能を持たせ、平常時は町民が多目的に利用できるホールであります。この事業により、中公民館との役割分担を考える必要が出てくると思います。さらに、同時進行で中保育園、中児童館の移転新築を進めていきます。次いで、伏見小学校校舎の大規模改修も控えています。

このように、今後10年間で庁舎を中心に御嵩町の公共施設は配置先も含め、大きくさま変わりします。その結果、公民館も含めた他の公共施設の配置、管理運営手法など、それらのあり方について、議会、町民の皆様と話し合う場が必要になってくると考えます。少子・高齢化、人口減少といった社会情勢が大きく変わる中で、今までどおりにはうまくいかないこともあるはずですが、町民等との話し合い、議論を経ることで、将来の公民館はどうあるべきか、おのずとその方向性が見えてくるものと確信しています。

単に設置管理条例を改正し、管理権限を町長部局へ移管した上で、公民館をコミュニティセンター化しても、地域住民の思い、考えと乖離しては、絵に描いた餅の例えどおり、うまく機能しないと思います。あくまで行政主導ではなく住民主体で決めていく、これが大原則であります。

したがって、現時点では、公民館の所管がえ、コミュニティセンター化について論じることは難しいと考えますが、住民との話し合いを重視し、活発な議論ができる環境整備に努めることで、総合的な視点から、今後、調査研究をしていきたいと思っております。

岡本議員を初め議員の皆様におかれましては、地域の声を行政に届けていただく上で、多大なる御尽力、御協力をお願い申し上げます。以上で答弁を終わらせていただきます。

〔 11 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

大変御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

今すぐには議論はできないけれども、これから庁舎移転、そしてホール建設、そういったことが現実的なこととなりますと、では地区の公民館をどうしていくのか、そして地区の公民館も大変老朽化しているので、今までどおりの形で建て直していくのか、あるいは縮小していくのか、そういったことも大変議論が必要かと思えます。

そこで質問なんですけれども、私も副町長が言われたとおりに、社会教育法の枠を外してコミュニティセンター化していけばそれで住民自治が進むとか、コミュニティセンター化することが目的ではないと思っています。そうすることによって、今やっておられる公民館活動の枠が広がり、よりやりやすいことができるんじゃないか。

今、さっきも言いましたように、これから高齢化していったって、もう扶助費もどんどんふえていくという状況の中で、もう何もかも行政に頼っていられなくなるということが現実的に起こってくると思うんですね。現実には、もう八百津町では自分たちで高齢化社会を乗り切ろうということで、富山型デイサービスを自分たちで見に行ったり、そして先週の日曜日ですけれども、まち会やおつの会の有志の方主催の八百津で安心して暮らし続けるためにというテーマの勉強会にも参加をしてきました。そこにはやはり八百津町の役場の職員や、それから中小企業庁のコンサルタントの方等も参加していらっしやいましたし、議員も何人かお見かけしましたけれども、本当にそういった動きが出てきているということです。それほど、みんな危機感を持っているということだと思えますので、ぜひ本当にこういった議論を巻き起こしていただきたいと思えます。

それで、1つ目の質問なんですけれども、現在、実際公民館の中で本当に頑張っている方がいらっしやる中で、いろんなことをもっとやろうというときに、そういう多少の負担やリスクを引き受けてでも、少しずつでも自分たちで決めて、今までやれていないことを前に進もう、行政ばかりに頼ってはいけないので、頼っていてもなかなか手が届かないところもあるので、実際自分たちでやってみようという、そういった動きがあれば、そういうところは公民館が拠点となるわけですけども、モデル地区として、そういう事例があれば、認めていただけるのかということが1点。

それからもう一点ですけども、議論を巻き起こしていくというふうなことをおっしやいま

したけれども、実際、その議論といいますか、やっぱりそういうふうに、自分たちがどこをどういうふうに変えていく必要があるのか、今後、公共施設も更新していかなければならない中で、自分たちがどうしていったらいいのかという、そういうことを学ぶ機会ですね。やっぱり行政が住民の自治力を育てる、やっぱりそういう機会というのは、これからもっともっと必要になってくるんじゃないかと思います。ですので、単なる議論を巻き起こすということではなく、本当にそういう機会を行政が積極的につくっていただきたい、公民館大会でももう美濃加茂市の事例を発表されたということですし、それから自治会長会とか、あらゆる機会を捉えて、そういった議論が巻き起こるような機会をぜひ積極的につくっていただきたいと思いますので、その2点について再質問ということで、よろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、再質問2点ということですので、まず最初のモデル地区として先行事例でという質問だったと思います。

確かにそういう意見が出てくれば、それは先ほど私の答弁のほうでもありましたように、まずは住民の意見をいろいろ聞いた上で慎重にやっていきたいということですので、その意見は大いに尊重して、できるものであればできる方向で、そうじゃなければそうじゃない方向になるかもしれませんが、まずは意見を聞いていく、こういう姿勢は維持していきたいと思います。

ただ、どうでしょうかね。確かに4つの公民館がありまして、地域それぞれの独自性も持たせながら活動している反面、やはり町立の公民館として館長主事会等で情報共有しながら、連携すべきところは連携していくというのが現状でございます。そういったこともありますので、1つの公民館だけ先行するというのは、最終的には館長主事会で現場の方の意見は最大限尊重したいと思いますが、そういったこともクリアしていく必要があるんじゃないかというのを、今現在、私は思いました。

2つ目でございます。住民が議論する場を提供する。確かにそのとおりであります。先ほど私が言いました行政主導ではなく住民主体だよ。かといって、住民主体だからといって勝手にやってくださいとかそういうことは全然思っておりません。行政の仕事としては、住民主体として議論が活発に起こるための環境整備、きっかけを与えるとか、こういう事例がありますとかということをどんどんと住民の方にぶつけて、それに対して住民からいろいろな意見をいただく、こういうように思っておりますので、そこはお互いに協力し合って、住民協働ということやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 11 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

これで質問は終わりますけれども、先ほど安藤議員のほうから公共施設更新問題が出ました。公共施設更新問題を考えるのと、それから住民の自治力を高めていくというのは、これはセットだと思えます。更新問題を考えるなら、やっぱり当然、住民の自治力を高めて、今までとは違うスタイルでどうやって安心して暮らし続けられるかということ、やっぱり住民が主体で考えていけるようなことが本当に大事なことだと思えますので、公共施設更新問題と住民自治力アップ、セットで、ぜひ私たち議員も努力してまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（山田儀雄君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後 1 時からといたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

続きまして、3 番 伏屋光幸君。

3 番（伏屋光幸君）

ただいま議長の許可がいただけましたので、さきに提出した通告書に基づいて質問をさせていただきます。

では、今回の質問は、行動が活発になったイノシシ有害対策について御嵩町の新たな対策、施策についてお伺いをいたします。私の質問は 4 項目ですので、よろしくお伺いをいたします。

御嵩町では、被害防止捕獲実地要綱での内規に基づき有害鳥獣捕獲隊を編成し、各地区体制で活動しております。有害鳥獣捕獲隊は毎年 6 月上旬から最終は毎年 9 月下旬の期間です。また、毎週火曜日と土曜日に定期巡回を定め、被害状況を把握しながらおりを開放することを基本にしております。

また、被害が甚大である鳥獣捕獲区については別に必要な手続をとり、翌年の 3 月 15 日まで捕獲を継続することができます。ただし、条件がありまして、箱おりの上部にツキノワグマ

が抜け出る脱出口を設けたおりに限っております。

御嵩町有害鳥獣捕獲隊の1年間のイノシシの捕獲量について説明をいたします。平成24年度は211頭、平成25年度は220頭、平成26年度は231頭、平成27年度は194頭、平成28年度は124頭、平成29年度は164頭。

次に、御嵩町有害捕獲隊の年間小動物捕獲量について説明をいたします。平成24年度はタヌキが14頭、ハクビシンが1頭、合計15頭。それから、25年度はタヌキが10頭、ハクビシンが1頭、合計11頭。それから、26年度はタヌキが9頭、ハクビシンが3頭。平成27年度はタヌキが5頭、ハクビシンが3頭。平成28年度はタヌキが5頭、ハクビシンが5頭、合計10頭。平成29年度はタヌキが8頭、ハクビシンが1頭。

それから次に、野生鳥獣による被害額についてですが、平成24年度は250万9,000円、それから、25年度は342万円、平成26年度は484万9,000円、27年度は370万4,000円、28年度は56万8,000円、29年度は25万2,000円ですが、まだ中間調査中であるということでございます。以上の数字は農林課の資料をいただいたものです。

これより本題部分に入っていきますが、特に最近この地方も以前よりイノシシの捕獲が少しは低下をしています。電柵の普及、ある集落、伏見の山田地区でございますが、地域周囲全体をメッシュ網張りし、約4キロメートルぐらいだったと思いますが、平成26年、27年度に集落住民全員とそれからこの地域に耕作してみえる方で防御を実施いたしました。私も、当時は農業委員としてこの作業にも参加をしております。

有害鳥獣捕獲隊は、御嵩町農林課農業振興係の職員3名の方々に大変お世話になっております。その中に女性職員、それから新人職員各1名がおられますが、職務で現地にて捕獲動物、イノシシなどですが、確認と現場で処理の立ち会い、大変な業務であることに感謝を申し上げます。以上、申し上げましたが、対策後もイノシシの出没がこの地域に続いているのが現状です。

質問の1といたしまして、電柵の普及、地域集落を囲むメッシュ網の普及について、どのように考えておられるのか、このほかに新しい対策方法があるでしょうか。

2つ目といたしまして、ゴルフ場でのイノシシ被害などは町としてのイノシシ対策はどのように考えておられますか。お尋ねをいたします。現在、御嵩町には6カ所のゴルフ場があります。どのゴルフ場にも保全管理職員がおられると思います。町としてゴルフ場は独自の捕獲隊を結成する指導が必要だと私は考えますが、どうでしょうか。

それと、今まで最近起きてきたちょっと事例を申し上げます。

御嵩町の上恵土地区では、このほど会社移転する工場内のプレス撤去した後、その水と油のある槽の中に、槽ですが幅は2.5メートル、長さ3メートル、深さ3メートルのある槽です

が、イノシシ2頭が11月23日深夜に侵入し、転落したと聞いております。

それから、岐阜市の東改田では男性が市道で早朝ランニング中に、振り向いたら突然イノシシに襲われ、右足首と脇腹、首の後ろをひっかかれ、そのときのイノシシの体長は約1メートル、男性は近くの病院に入院したと。

それから同じ日ですが、可児市矢戸で庭先で作業中であった男性ですが、体長1.8メートルのイノシシが男性を目がけ突進、男性はたまたま持っていた緋の色がついた鉄製ハンマーでイノシシの眉間を一撃退治したということで、この2件はテレビ、新聞で報道されました。

このことは他人事ではございません。町内、御嵩町でいつ起きるかもしれません。特に老人、学童の集団登下校の列にもしあったとしたら、対策の立てようがないように思います。御嵩町としても、対策の重大課題であると思っておりますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。熊は昔から熊よけ鈴をつければよいとされていますが、イノシシについてはどうしたらいいのか。少し余談なことを申し上げました。

質問に戻りまして、質問3、町イノシシ解体施設新設についてのお考えはございますでしょうか。また、岐阜県では安心・安全なジビエの普及と推進をされていますが、御嵩町はどのように考えておられますかをお尋ねします。きょう、これが私の目玉の質問であります。

質問4、いろいろな面で高齢化が進む中、捕獲隊員の年齢も進んでいます。御嵩町として今後の対策案はあるでしょうか。伏見地区の捕獲隊員は、現在17名で、70代が6名、60代が7名、50代以下が4名であります。高齢化組織であります。上之郷地区の捕獲隊員は12名、どう見ても70代の方が大半を占めております。御嵩地区の捕獲隊は6名、中地区の捕獲隊5名、どの地区も高齢者の集団であります。

以上、質問に対して答弁を建設部長さんをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

建設部長 亀井孝年君。

建設部長（亀井孝年君）

それでは、伏屋議員の質問にお答えいたします。私への質問はイノシシ対策についてであります。

伏屋議員におかれましては、捕獲隊の隊員として長年御活動いただいており、感謝申し上げます。ありがとうございます。

このイノシシ対策につきましては、過去に複数の議員から御質問を受け、従来から農林課の主要施策として取り組んでおります。住宅地にまであらわれるようになってきたイノシシについて、どのようにして被害の拡大を防ぐかを真摯に対応していくことが大切だと思っております。

さて、全国の鳥獣による平成27年度の農作物の被害額は176億円で、イノシシと鹿による

被害が最も多く、全体の約6割を占めています。このように有害鳥獣による被害は全国的に深刻な問題となっています。岐阜県では、平成28年度の被害額は2億8,000万円となっています。本町でも議員御指摘のとおり、捕獲隊の御尽力によりイノシシを毎年多数捕獲していただいておりますが、水稻や野菜などの農作物のほか水田の畦畔やのり面の掘り崩しの被害が発生しております。以前は里山と接し、林に囲まれた耕作地に顕著だった野生動物の被害が、近年そのエリアを広げています。かつては里山だけでなく、さらに奥深い山まで炭焼きやきこり、狩猟をなりわいとする人々が入り込んでいました。野生動物にとっては、人間やその気配は脅威だったに違いありません。狩猟による個体数の調整も自然に行われてきたと思われます。現在、狩猟は免許制となり、猟期や猟法などに厳しい規制があります。日本の狩猟人口は減っていますし、ベテランの狩猟者は高齢化しています。

また、暖冬傾向によって生息適地が拡大したことで、イノシシや鹿など特定の野生鳥獣が著しく個体数を増加させています。さらに、近年の中山間地域の過疎化、耕作放棄地の増加などが野生動物にひそみやすい環境を与えています。野生動物にとって、昔以上に本来の生息域と人間の集落との境界線がどんどん狭くなっているのではないのでしょうか。

これらさまざまな要因が複合的に絡み合い、平野部まで野生動物が出没するようになったと考えられています。全国的に農林水産業に対する鳥獣被害に加え、人的被害や交通事故の発生など広域化、深刻化していることに対応するため、鳥獣被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展、農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成19年に鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律が設定されております。

平成28年11月には、鳥獣被害が依然として深刻であることに加え、鳥獣の捕獲を担う狩猟者数が減少するとともに、高齢化が進展していること。また、捕獲等をした鳥獣についてその大半が廃棄されている状況にあり、食品としての利用等、その他有効な利用の積極的な推進が今後被害防止施策を一層推進する上で重要な課題となっていることなどから、この法律を一部改正し、実施隊の設置促進並びに体制強化や捕獲した鳥獣の食品、ジビエ等としての利活用の推進のほか、被害防止施策を効果的に推進するための各種規定が追加されました。町においても、この法律に基づき、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、御嵩町鳥獣被害防止計画を策定しております。

今後の取り組み方針として、1つ目として、鳥獣被害防止のため、防除と被害原因の除去を行う。2として、鳥獣を寄せつけない環境にするため緩衝帯の設置、枝打ち管理等の里山の適正な管理、未収穫農作物の早期処理を啓発する。3として、農業者等への鳥獣被害対策の知識を普及する。狩猟免許取得の促進など担い手、後継者を育成する。4として、侵入防止柵の設

置経費の一部助成や国交付金制度等を活用して、引き続き啓発活動を行う。5として、被害防止対策協議会が中心となって、地域住民みずからが行う集落ぐるみの対策を推進すると定めております。

現在の御嵩町の取り組み状況を報告させていただきます。

1つ目として、先ほど議員御指摘ございましたように、捕獲隊による捕獲を町内全域で実施しています。今年度は6月3日から9月30日までの間、町所有の捕獲おり55基のほか、個人所有のおり98基を借用いたしまして、梅雨や猛暑の厳しい気候の中、毎週火曜日と土曜日を巡回日と定め、捕獲活動を行っていただきました。捕獲数については、御指摘のとおりでございます。町ではその労力に報いるため報償費を支出させていただいております。

2つ目として、防護柵の設置に関する取り組みといたしまして、御嵩町有害鳥獣被害防止施設設置費補助金交付要綱により、農地に電気柵、ネットなどの施設を設置する際の費用について、個人が設置する場合には費用の3分の1、限度額は2万円。団体の場合は費用の2分の1、限度額30万円を補助しております。平成24年度から28年度までの5年間に合計で個人93件、団体は21件の申請があり、240万円を補助しました。

3つ目として、国の支援による鳥獣被害防止総合対策交付金事業として、地域ぐるみで農用地等への侵入を防ぐためのネット柵の費用助成を行っています。平成24年度は比衣地区で530メートル、平成25年度から27年度の3年間は山田地区で3,360メートル、28年度は小原地区で1,200メートル、合計で5,000メートルのネットを設置いただきまして、500万円を補助いたしました。これらの防止柵が少しずつ効果をあらわし、伏屋議員の質問でありました被害額が減少しているのではと感じております。

なお、広報紙「ほっとみたけ」において、ことし6月号でこの補助制度などを啓発いたしております。

岐阜県が発行している鳥獣被害対策の手引きの冊子があります。これによると鳥獣被害防止としてキーワードがございますが、「皆で」「囲って」「除いて」「追い払って」「捕って」の5策が紹介されています。「皆で」とは、みんなで勉強して話し合い、集落活動として対策を実行。「囲って」とは侵入防止策のできる限り囲い込む。設置後は、集落で適正に管理。「除いて」とは、餌となるもの、隠れ場所をできる限りなくす。「追い払って」とは、農作物の栽培時期でなく、見かけたら1年中追い払う。徹底した嫌がらせにより集落が危険な場所、人間は怖いと思わせる。「捕って」とは、被害が減らない場合には捕獲を行う。被害農地の近くにいる個体を狙って捕獲すると効果的ということで、基本的には自衛という考えでやっております。御嵩町もこの5策を基本に被害防止対策を推進してまいります。

それでは質問について1つずつ回答させていただきます。

1 番目の質問の電柵の普及、地域を囲むメッシュ網の普及、新対策方法につきましては、補助制度や被害防止策を町の広報や農事改良組合を通じて啓発活動を行ってまいります。新対策方法の一つとして、農林水産省が ICT 情報通信技術を活用した捕獲機材等の新たな技術を開発し、実証、導入を支援しています。情報収集に努め、御嵩町で採用できる手法などを検討してまいります。

2 番目の質問でございますが、ゴルフ場でのイノシシ対策について、ゴルフ場独自の捕獲隊が必要と思うにつきましては、補助制度は農作物への被害防止が対象でございます。町内の他の企業も被害が発生し、相談を受けております。その際には、町が取り組んでいる被害防止策などのノウハウを助言させていただいております。ゴルフ場についても同様な対応とさせていただきます。

3 番目の質問の町イノシシ解体施設の新設、ジビエの普及推進につきましては、先ほど申したように改正特措法で捕獲した鳥獣の食品、ジビエ等の利活用推進が明記されています。御嵩町被害防止捕獲実施要領第 9 条に捕獲個体の取り扱いについて、捕獲物等を食用として活用する場合には、食品衛生法等の関係法令及び岐阜ジビエガイドラインに基づくものとされております。そのガイドラインによれば、食肉施設としてイノシシをつり下げる装置、83 度以上のお湯によるナイフの消毒設備、枝肉洗浄設備、枝肉冷蔵設備などが必要となっております。施設整備や普及推進は、先進事例を参考に研究してまいります。

4 番目の質問の捕獲隊の高齢化に対する対策案についてでございますが、捕獲隊は御嵩町の被害防止にはなくてはならない重要な組織でございます。現在の隊員の方々が長く務めていただけるように担当者が協力し、また後続く方が多数あらわれるように啓発活動を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。ありがとうございました。

〔3 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

3 番 伏屋光幸君。

3 番（伏屋光幸君）

どうも建設部長さん、ありがとうございました。

きょう言われましたことを随時継続していただいて、また新しいことはまたよく隊員の方々にも知らせていただいて、この鳥獣隊が先ほど部長が言われましたように、継続をしていく糧にしたいと思います。

最後にですが、捕獲隊の地域自主的集団で特に伏見地区有害捕獲隊は、自分の田畑の作物は自分で守るということを前提として有害鳥獣防止活動をしております。今後も農林課の御指導

等をいただいでよろしくお願いをいたしまして、私の質問は終わります。

議長（山田儀雄君）

これで、伏屋光幸君の一般質問を終わります。

続きまして、1番 奥村雄二君。

1番（奥村雄二君）

皆さん、こんにちは。

それでは議長のお許しをいただきましたので、質問のほうをさせていただきます。

災害時における行政の対応についてお伺いいたします。

議会では、7月31日から8月1日にかけて常任委員会視察といたしまして、昨年4月に発生した熊本地震の被災地に行ってまいりました。被災した自治体の中でも庁舎が壊滅的な被害を受け、行政機能に著しい支障を来し、使用不能となり報道等で大きく取り上げられ、注目された宇土市、実際に大混乱の中での災害対策本部や避難所の立ち上げを経験したことを見聞きしてまいりました。そもそも宇土市では、市としての防災組織は機能しておらず、あくまでも自治会の自主防災組織の活動のみであり、避難所の開設訓練も特にしていない地域でありました。そういう意味では防災リーダー等がある御嵩町のほうがかなり進んでおるなと思えました。

そんな中、被災による多くの話の中で注目した点が1つありまして、職員に対して抜き打ちの招集訓練を行ったということでした。その訓練を行った経験によるものかはわかりませんが、地震被災時の職員の参集は、目を見張るものがあったそうです。4月14日の前震と言われておる地震ですね、これは夜の8時過ぎぐらいやと思いますけれども、職員の約80%、4月16日の本震、これは深夜の1時半ごろやったと思うんですけども、この発生したときも約70%の職員が発生後2時間以内に駆けつけることができたそうです。それによりまして、対策本部の設立や避難所の準備など、職員の配置が迅速にできたということです。

そこでお伺いいたします。御嵩町において、災害時を想定した職員の招集訓練を実施したことがあるかどうか。また、私の知る限りでは最近ないと思いますけれども、南海トラフ巨大地震発生を想定した招集訓練をしてみたらいかがかと思えます。まず、この1点です。

次に、災害時の職員としての対応についてお伺いいたします。

つまり、私が言いたいのは、消防団員と兼務されている職員の災害時の対応のことです。地域防災の観点から見ましても、消防団というのは大変重要な役割を担っております。しかし、現実的に災害が起これば、町の職員は職員としての公務があります。職員としての役割と消防団員としての役割、どちらの活動を優先または選択するのか板挟みとなってしまうこともあるのではないのでしょうか。

そこで、防災計画の中において、消防団を兼務されている職員の方の災害時の活動についてマニュアル的なものというか、道しるべとなるようなものはつくれないかと提案させていただきたいと思います。災害の規模とか状況によりまして、なかなか答えにくいことかもしれませんが、以上2点について答弁をよろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、奥村議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、災害時における行政の対応についてと題され、2点の御質問であります。御質問の1点目、災害時を想定した招集訓練についてにつきましては、平成14年、15年、17年、23年度に抜き打ちを含めて招集訓練を実施した経緯があり、以降は毎年9月に実施する防災訓練において招集訓練を実施しています。

また、平成24年度からは南海トラフ巨大地震による発災を想定しており、本町の想定震度5.9、6弱を想定した上で、休日の早朝、多くの住民は町内、職員は自宅にいること、また住民が自主避難を開始、職員も各自の判断により登庁を開始、あわせて町内在住職員は、地元集会場の避難状況や町内の様子などを確認しながら登庁すること、こういうこととして実施をしております。

これは、実際の発災時には役場職員である以上、地域で人命にかかわる救助活動を必要とする住民を振り切ってまで登庁することはできず、誰かに引き渡しができる時点での登庁となると想定するのが現実的であると考えているからです。したがって、本町の職員がいち早く参集できるのはかなりの少人数となると考え、職員の誰もが町長や幹部職員にかかわる災害時のリーダーとなることを常日ごろから自覚し、備えるようにしています。

さらに、職員がより現実的に行動するため、職員の居住地の状況にあわせて、出勤途上にある最寄りの指定避難所、公民館などに立ち寄り、そこで直ちに活動し、避難所の運営に必要最小限の職員がそろった時点で、災害対策本部となる本庁へ移動するなど、最初に駆けつける場所を考えた招集を視野に訓練を通じて確認していきたいと思います。

御質問の2点目、消防団員として兼務する職員の災害時の対応についてにつきましては、近年の就労体系の多様化や就職のため地元を離れる若者の増加などにより、消防団に入団し、町民の生命、財産を守る活動は地元及び近隣に就職している若者に限られてきている中、役場に採用された職員のほとんどが消防団員として活動していることは、基本団員140人中、役場職員が29人、20.7%であることから明らかです。この状況は、消防団長を初め幹部団員の方々からも大規模震災発災時の消防団活動に御心配をいただいているところであり、災害対策

本部下での活動が必要となる役場職員の役割についても御理解をいただいております。

よって、現在は分団長以上の役職に役場職員を登用しないよう運用上の申し合わせをしております。また、火災などの緊急時にあっては、消防団員以外の職員が業務を補うことができるのは、その時間あるいは山火事など数日間という想定の中で可能となることから、これを必要不可欠な地域活動としていますが、南海トラフ巨大地震を想定した場合は、その対応が数カ月以上に及ぶことから、避難所運営を防災リーダーの皆様をお願いしているところであります。

役場職員は、災害対策本部の指揮下で役場職員にありながら、防災士としての役割を担わなければなりません。したがって、大災害発災時には一分一秒でも早く登庁し、役場の業務を優先するものとしていますが、家屋倒壊などによる人的被害が出ていけば、消防団員を兼務している職員にあっては、発生から 72 時間である 3 日間は消防団活動を優先し、この間に他の職員が公助体制を整えるよう常に指示をしております。あわせて、4 日目以降は消防団を兼務している職員は、必ず役場へ登庁し、全員態勢で災害に挑むよう指示をしております。

私からの答弁は以上にさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

1 番 奥村雄二君。

1 番（奥村雄二君）

どうもありがとうございました。

今、総務部長のお話をお聞きしまして安心しました。今後ともよろしく願いいたします。

今回ちょっとデリケートな問題でちょっと話させていただいた経緯だけ少し話させていただきますけれども、この問題を調べておりましたら、ちょうど 2004 年の新潟地震のときに、新潟のある町のほうで対策本部のほう、町役場の機能が被災後、全くとれないという状況が起こったことによって、役場の職員の消防団の兼務をさせないという町があったそうです。今、その町は周辺の大いしに編入されまして、今は存在しないんですけれども、ちょっといろいろ調べて問い合わせ等したら、ちょっときのうなんですけれども、やっと電話がありまして、編入後はそういうことはない。要するに人口 5,000 人程度の町やったんですけれども、とにかくマンパワーが不足しておったということに尽きるということでしたので、御嵩町においてもそのマンパワーを欠落させることなくやっていきたい。私たちもどんどんそういったことに積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（山田儀雄君）

これで、奥村雄二君の一般質問を終わります。

続きまして、7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので、質問をします。

私の質問は、核のごみ処分場文献調査に対する町の回答についてです。

経済産業省が7月末に高レベル放射性廃棄物の最終処分場候補地の可能性を示す科学的特性マップを公表したことを受けて、市民グループが岐阜県内の市町村に処分場や文献調査を受け入れないことの表明を要請しました。これは、処分場候補地の選定に先立つ文献調査は、市町村長の同意があれば始められるため、意思の確認のために要請したものです。県内42市町村のうち、回答は37市町村で、そのうち処分場、文献調査ともに受けないと表明したのは27市町村、6市町村が明確な判断を避けたとの記事が10月4日の新聞に載りました。御嵩町は岐阜県の意見を参考にし、御嵩町として判断及び対処をするとの回答で、明確な判断を避けた6市町に入ります。

高レベル廃棄物とは放射性物質を含んだちり、いわゆる死の灰をガラスと一緒に固め、キャニスターと呼ばれるステンレス製の容器に詰めたもので、ガラス固化体とも呼ばれます。このガラス固化体を鉄製容器に封入し、300メートルより深い地下に埋めるのが地層処分です。

処分場立地の条件は、地質環境の長期安定性を確保できる場所であり、火山、断層、地下水などがあってはふさわしくなく、世界では地下水がないとされる岩盤層などが選ばれていますが、それでも問題が起きています。

2013年にフィンランドの処分予定地オンカロを見学に行った小泉純一郎元首相が、日本には処分場にできる場所はないと発言し、大きく報道をされましたが、政府は同じ2013年に国が科学的根拠に基づき、より適性が高いと考えられる地域を提示するという決定をし、その結果できたものが科学的特性マップで、900の自治体が適地として示されています。

マップを受けて、今後応募自治体があったり、また国が調査を申し入れたりした場合、1. 文献調査、2. ボーリング調査、3. 調査用の地下施設をつくり、岩盤や地下水の特性などが処分場に適しているのかを20年ほどかけて調べるという順番で調査が行われます。過去2007年に高知県東洋町が文献調査に応募しましたが、高知県知事は反対を表明し、地元でも誘致に反対する大きな運動が起き、町長リコール運動に発展し、選挙の結果、誘致反対の新町長が誕生し、応募を取り下げたという例があります。以来、応募はどこからもなく現在に至っています。

町が参考にするとした岐阜県は、以前から処分地を受けるとの考えは一切ないと申し上げており、今般、科学的特性マップが示されたが、この考えに変わりはありませんと答えています。この要請は市町村対象なので、自治体がはっきり答えなければならないものだと思います。今回、

御嵩町の回答はとてもわかりにくいものでしたが、処分場や文献調査の受け入れをするのかしないのか、明確な回答をお願いします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、安藤雅子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、核のごみ処分場文献調査への回答についてであります。

今回の御質問の核のごみ処分場文献調査は、平成 29 年 8 月に放射能のごみはいらない！市民ネット・岐阜など 4 つの市民グループから核のごみ高レベル放射性廃棄物処分のための文献調査も処分場も受けない旨の表明を願う要望書として県内 42 市町村に送付され、37 市町村が回答をいたしました。5 市町村が無回答であったというものでございます。

文献調査とは、処分場選定に当たり既存論文などを調べる初期段階の調査で、その後ボーリング調査、精密調査へと段階を進めていくもので、調査、実施については県及び市町村の意見を聞くというものでございます。

回答のありました 37 市町村のうち、27 市町村が文献調査、処分場ともに受けないと表明いたしました。本町は議員の質問にもありましたように、岐阜県の意見を参考にし、判断及び対処してまいりますと回答をいたしました。先ほど、議員は明確な判断を避けたと言われましたが、それは違います。この回答は、岐阜県が処分場の受け入れ拒否を明言していることを前提として回答したものであります。

平成 23 年 12 月議会の岡本議員の一般質問の町長答弁にもありますが、平成 13 年当時の梶原知事が県議会の答弁で、当時岐阜県内では 99 市町村ありましたが、仮に万が一、うちでやってもいいよと言われたとしても、私は反対するとおっしゃっております。また、平成 27 年 2 月の定例会で古田知事は高レベル放射性廃棄物の処分場について、県内に受け入れる考えはございませんし、この方針に変わりはないと答えていらっしゃいます。このように、岐阜県は既に最終処分場の受け入れはしないと断っております。町としても当然同じ判断であります。

参考までに資源エネルギー庁が高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する自治体向けの説明会を毎年開いておりますが、御嵩町も案内を受けておるところでございますけれども、毎回不参加とさせていただいております。これも岐阜県が受け入れをしないと断っていることを踏まえ、出席する必要はないと判断していることと、出席すること自体が町民に誤解を招くなどの理由により一貫して説明会には参加しておりませんので、申し添えておきます。

御存じのように、御嵩町は当時の国策により特に戦中戦後に亜炭をエネルギーとして提供し

てきた町であります。それによりまして、空洞ができ、今までに陥没等の被害を数多く受けてきました。御嵩町は、独自にあらゆる公人と呼ばれる方々にお願いをしながら安全対策に光を得ることがやっとできてきたという状況でございます。これは御嵩町独自に動いたことによる結果だと思っております。

また、御嵩町は産業廃棄物最終処分場建設に関しまして、ノーと言ってきた町でもあります。このことから、改めて意思を表明するまでもなく、おのずと町の考えは御理解いただけるものと思います。

ちなみに、高レベル放射性廃棄物の問題も亜炭廃坑の問題も資源エネルギー庁の所管でございます。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

県がはっきりと拒否をするという回答をしているので、町はそれに準ずるという書き方で十分だというお答えだったと思います。

瑞浪市には、超深地層研究所というものがあります。この超深地層研究所は高レベル放射性廃棄物の処分場にはしないという約束ができ上がっておりますが、これは研究所を処分場にはしないという約束で、この周りの地域全般を対象とはしないという約束ではないというふうに私は聞いております。地下調査のデータが蓄積している岐阜県東濃地域というのは、日本で最も高レベル放射性廃棄物処分場に近いのではないかとというふうに危惧もしております。人の命を危険にさらさないためにも、県に準ずるので新たに表明する必要がないというお答えではなく、やはり御嵩町としては拒否をします。受け入れをしませんという答え方をこれからもぜひ続けていただけるようお願いをして私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は2時5分といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時05分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

続きまして、10番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

10番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、3点にわたって質問をさせていただきます。答弁者は、全て3点とも民生部長でございますけれども、一問一答方式という形で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

骨髄移植ドナー登録支援事業について1点目にお伺いいたします。

骨髄バンク事業とは、日本骨髄バンクが主体となり骨髄移植、末梢血管細胞移植に必要な骨髄液を提供していただける方をドナーとして事前登録し、移植希望者に提供する制度であります。実際に骨髄液を提供する場合は、患者さんと適応してから採取後の健康診断まで8回前後、平日の日中に医療機関へ出向く必要があることから、ドナー登録したいけれども、勤めている会社に休暇制度がなくて休めないなどの理由でドナー登録を断念される方も多いようであり、勤務先がその休日を特別休暇と認めるドナー休暇制度を取り入れる企業団体も少しずつふえてきているようではあります。

岐阜県では、平成28年度からドナーとして骨髄液などを提供された方に対し、助成制度を実施する市町村に対して助成金の半額を補助する制度を実施しています。さらに、本年度からは、ドナーが勤務する事業所に対する助成制度も創設いたしました。現在、県下11市5町が骨髄バンクドナー支援事業を行っているようであります。岐阜県のドナー登録者は、助成制度実施後、徐々に増加し、本年10月末での登録者数は4,613人となっておりますが、人口1,000人に対する登録者数は5.47人で、全国では43番目の位置であり、非常に少ないことがわかります。

また、登録者のうち40歳から50歳代の方が60%を占めています。しかし、骨髄液を提供できるのは55歳までなので、この先10年後にはこの40代から50代の方の大半が登録を取り消されることになるので、新規の登録者がふえなければ、登録者は半減してしまいます。骨髄などの提供には白血球の形の適合が必要で、その適合率は数百から数万分の1となるため、骨髄などの提供を待っている患者さんを助けるためにはより多くの登録者が必要となります。隣の瑞浪市では、骨髄などの提供者に1日につき2万円、雇用している事業者に1日につき1万円、1回の提供につき、通算7日を上限に奨励金を交付する骨髄移植ドナー支援奨励金事業を実施しています。

御嵩町においても、県の補助事業を受け、骨髄ドナー支援制度を実施し、白血病などの血液難病患者を一人でも多く救うため、ドナー登録者の増加と、骨髄提供をためらう人が一歩踏み

出すきっかけづくりとしていただきたいと思います。支援事業を周知徹底することで、若い方に対しドナー登録への関心と理解を求めるための啓発活動にもつながるものと考えます。一人でも多くの命を救える可能性のある事業の導入を求めますが、いかがでしょうか。執行部の御見解をお伺いいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の最初の質問、骨髄移植ドナー登録支援事業についてお答えをさせていただきます。御質問は、白血病などの血液難病患者の一人でも多くの命を救える可能性のある骨髄移植ドナー登録支援事業の導入について執行部の見解を求めるというものでございます。

まずは、岐阜県の補助要綱について及び市町村が実施している骨髄ドナー支援制度につきまして、説明と御報告をさせていただきます。

岐阜県では、岐阜県骨髄移植ドナー等助成事業費補助金交付要綱を策定いたしまして、県内の市町村が行う事業に対する経費に対して補助金を交付しております。補助対象となる事業は、市町村が骨髄等を提供した者、または当該者及び雇用事業所に対して補助を行う場合とし、補助対象経費は自己血貯血に係る通院や骨髄等の採取に係る入院などに対して補助した額です。補助金額は補助対象経費の2分の1以内で、骨髄等を提供した者に係る通院等1日につき2万円、それから雇用事業所は通院等1日につき1万円が上限額となっております。

市町村の奨励金交付要綱等の内容は、県の補助要綱が基準となっております。補助対象者は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者、または当該者を雇用している事業所です。奨励金の対象となるのは、骨髄等の提供のための通院や骨髄等の採取に係る入院の日数で、通算7日が上限となります。また、奨励金の額はドナーが1日につき2万円、ドナーを雇用している事業所は1日につき1万円です。

次に、岐阜県下の骨髄移植ドナー等への助成制度の導入状況等について報告をいたします。

県が実施した助成制度の導入状況を調べた調査結果によりますと、平成29年8月末時点で12市6町が導入をしております。また、平成29年度中及び30年度の4月に導入を予定しておるといふ市が現在4つございます。大沢議員がお調べになったときよりもふえております。今後、助成制度の導入をする市町村がさらにふえてくるというふうに思っております。

次に、骨髄バンクの登録者数などについて報告をいたします。

平成29年10月末時点で、全国の登録者数は47万9,966人、岐阜県の登録者数は議員の御指摘のとおり4,613人です。岐阜県内の移植希望者は累計で619人、現在の登録者数

は 28 人でございます。今までの移植者数でございますが、全国で 2 万 1,307 人、岐阜県では 42 人、それから提供者の採取数でございますけど、全国で 2 万 1,315 人、岐阜県は 83 人です。ちなみに、平成 28 年度にこの移植ドナーの助成を受けられた方ですけど、岐阜県全体で 3 人でございました。

今後、当町においても白血病などの血液病難病の患者さんを一人でも多く救うため、ドナー登録者数の増加と、それから骨髄提供をためらう人が一歩でも踏み出すきっかけができるように、骨髄、それから末梢血幹細胞の移植の推進とドナー登録者の増加を図るための支援事業の実施について前向きに検討させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔 10 番議員挙手 〕

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

済みません。今部長のお答えでは、前向きに検討していただけるというお答えをいただきましたけれども、前向きといいますが、いつごろまでにというような時期的なお答えはいただけないでしょうか。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

お答えいたします。

できるだけ早くというふうに思っております。時期的なものについては、制度もやっぱりつくらなきゃいけないこともありますので、できるだけ早くということの答弁でお願いしたいと思います。特に予算等は、物があつたときには絡んできますけれども、制度自体をつくることについては予算等も必要ございませんので、そういったことで進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 10 番議員挙手 〕

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

一日も早く実施していただけるようよろしくお願いいたします。

次、2 点目の質問に入ります。

現在、鬱病対策、自殺防止対策のために心の状態を見ることができるといふ心の体温計というもの

を導入していただいております。ホームページを開くと右下のほうにございますけれども、大変ありがたく思っております。

今回は、認知症の早期発見のためのサイト、「これって認知症?」「私も認知症?」というものがございます。その導入についてお伺いをいたします。

認知症の過程には認知症の前段階、予備軍であるMCI、軽度認知障害と呼ばれる時期があります。認知機能が軽度に障害された状態を意味し、多くは認知症を発症する数年前からこのMCI状態にあると言われております。この状態は、多少の物忘れはあるものの、日常生活には全く支障がないレベルの機能低下であるため、年齢相応のものと思われ放置されるケースがほとんどです。軽度認知障害は、健康な状態と認知症との間にあるグレーゾーンで、認知症ではありません。この段階にいたることがわかった場合、そのまま放置すれば5年後には約40%の人が認知症へ進むと言われております。何事も早期発見が大事であり、適切な治療、予防をすることで回復したり、認知症の発症をおくらせることができます。

厚生労働省は、認知症とその予備軍である軽度認知症障害の人は862万人存在すると発表しております。65歳以上の4人に1人となります。日常生活に支障はないものの、あれ、いつもと何か違うなと感じたら検査を受けることが重要かと思えます。しかし、病院へ出向くハードルは高く、発見がおくれることとなります。御自身が、また家族が初めに申しましたサイト、「これって認知症?」「私も認知症?」を利用することで、何らかの変化に気づき、早期発見、早期治療につながれば、認知症にならなくて済む方もふえるかと思えます。誰もが気軽にチェックができ、またその先の相談先などの紹介などもしていただけるこのサイトについて導入を求めますけれども、執行部の御見解をお伺いいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の質問の2番目、認知症の早期発見のための施策についてお答えをいたします。

まず、御嵩町の認知症高齢者数について御報告をさせていただきたいと思えます。御嵩町の認知症高齢者数は、平成29年11月1日現在で728人、高齢者数が5,496人でございますので、率にすると13.2%、高齢者のうち約7.5人に1人が認知症の状態にある方ということになります。

国の高齢者白書によりますと、65歳以上の認知症高齢者の将来推計でございますけれども、平成37年、西暦2025年でございますが、には認知症患者は700万人、高齢者の約5人に1人の方が認知症の患者になるという推計が出てきております。御嵩町も国と同じく今後さらに

認知症の高齢者の方がふえていくというふうに考えております。

先ほど、大沢議員のほうから認知症とその予備軍と言われる軽度認知障害の方を合わせると、高齢者の約4人に1人になるというような数値もお示しいただきました。今、まさに重要なことは、この軽度認知障害の方がそのまま認知症に移行してしまうことをいかに防ぐかということかなというふうに思っております。

軽度認知障害につきましては、日常生活への影響はほとんどなく、認知症と診断できない中間的な状態であります。その主たる症状は物忘れと言われておりますけれども、加齢に伴う物忘れと、それから軽度認知障害によるものではその意味は大きく違ってくると思います。物忘れがどちらによるものなのかを見分けるということが、一般の方にはなかなか難しいために、その兆候があっても加齢によるものだから仕方がないというようなことで、症状を見過ごしてしまっているケースが多いというのが現実じゃないかなというふうに思っております。

軽度認知障害は、まだ認知症でございませぬ。この時期にどのように対応するかによって、将来の認知症の発生リスクに大きく影響してくるというふうに考えております。本人及びその家族の方が少しでもおかしいかなと思ったら、早期に医療機関を受診して、検査して、その後の治療につなげていくことが何よりも大切であるというふうに思っております。

そのため、本人及び家族の方の判断材料のツールといたしまして、大沢議員から質問のありました認知症を早期に発見できるサイト、「これって認知症?」「私も認知症?」につきましては、お手持ちのパソコンやスマートフォンから町のホームページを通じて、誰でも、いつでも、どこでも診断ができるお手軽さ、それから診断結果のみならず、その先の相談機関の案内もございまして、多くの方が気軽に診断を行うことにより、認知症の早期発見、早期治療に非常に有効な手段の一つであるというふうに考えております。

大沢議員御紹介のサイトが全国で今104自治体、それから岐阜県内では8つの自治体が既に導入しているという現状も参考にいたしまして、今後、他の診断方法等も含めて、コスト面などさまざまな角度から幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

認知症の早期発見につきましては、本人及びその家族を含めて、それにかかわる地域の方々への認知症に対する正しい理解の啓発、それから医療、介護等の関係する専門職の方々など多様な人たちとの連携が必要になると考えております。また、皆で皆を気にしていくなど、支え合いの関係づくり、それから地域づくりも必要というふうに考えております。認知症の早期発見の手段は一つだけではないと思っております。今回御提案いただいたことも一つの手段として考えてまいります。引き続きの御提案や御指導をよろしく願いたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔 10 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

今、御答弁いただきましたように、やはりみんなでやっぱり認知症というものに対しては、知ってもいけないといけないし、守ってもいけないと思っております。

自分の家族のこともあったのでこれも質問したんですけれども、やはりもう少し早く気がついていればなという私も今思いが今しておりますので、そういった意味からもこういったことを導入して、皆さんがそれぞれが家族にしても、近所の方にしても気づくということを大切に、本当に一人でも認知症にならない方をふやしていくとか、認知症になる方を減らしていくという方向で自分自身も何とか頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

済みません。それでは3点目に移ります。

子育て支援について、2点お聞きいたします。

国は、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな支援を切れ目なく行う子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラの整備を進めています。4月に改正された母子保健法において、設置は市町村の努力義務としています。4月時点で既に517市区町村に整備がされております。岐阜県下では先進的に関市が、関市子育て世代包括支援センター「ひだまり」を設置し、取り組みを始めています。社会から孤立し、妊娠や育児に不安を抱える子育て世代がふえる中、児童相談所や市区町村の児童虐待の相談件数も増加の一途をたどっている状況であります。

一方、妊産婦や乳幼児などの支援にかかわる機関や制度はあるものの、ばらばらの対応に陥りがちで、必要な支援がきちんと提供されていないという指摘もあります。

そこで必要なのが、日本版ネウボラであります。主な事業は、産婦や乳幼児の状況の継続的な把握、保健師らにおける相談、情報提供、助言、支援を整理した支援プランの作成、関係機関の連絡調整の4つであります。これらを通じて全ての子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたるきめ細かな支援を切れ目なく行うことができます。ネウボラとは、助言の場所との意味で、フィンランド発祥の子育て支援拠点のことです。国は、8月にこのような具体的な業務ガイドラインを公表し、2020年度までの全国展開を目指しています。

御嵩町では、年間140人ほどの赤ちゃんが生まれています。町内に産院がないことは残念ですが、妊婦健診の助成に始まり、聴覚検査の助成、赤ちゃん訪問などたくさんの事業を行っていただいております。子育て支援センターや児童館も設置していただいております。私は、大変子育てしやすい町だと認識をしております。未来の宝であります子供たちのさらなる健やか

な成長を願っております。

御嵩町においても、日本版ネウボラの一環として創設された出産後の産後鬱の予防や新生児への虐待防止を図るための産後2週間、産後1カ月後に精神状態の把握も含め実施をされる産後健康診査に対する助成制度の導入を求めたいと思っております。関市では、母子手帳に妊婦健診受診券とあわせ、産後の健診についても助成券が添付をされているようであります。執行部の見解をお伺いいたします。

最後に、子育て応援アプリの推進についてお伺いします。

核家族化やひとり親家庭の増加や地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くはありません。そこで、子育て世代が多く利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できることで、子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリは大変有効なものです。アプリを通じて提供される情報は、御嵩町に即したものと子供の生年月日や住所を入力すると、健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能もあればとても便利だと思います。

私たちの年齢ではアプリとかスマートフォンとか言われてもぴんとこないところがまだまだあるんですけども、今の若い方は年中これをやっているという感じですので、アプリといえどもう本当に使い放題いろいろ使ってみえると思います。こういった若い方に対してのこの子育てアプリの導入でございますので、御見解をお伺いしたいと思っております。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の3番目の質問、子育て施策についてお答えをいたします。

御質問は、御嵩町においても出産後の産後鬱の予防や新生児への虐待防止を図るための産後2週間、産後1カ月後に精神状態の把握も含め実施される産後健康診査に対する助成制度の導入が求められないかであります。

現在、県内で産後健診に係る助成制度を実施しているのは関市と飛騨市の2市でございます。関市では、産後2週間後と産後1カ月後の2回分に対して助成を実施しております。飛騨市では、産後1カ月後の1回に対して助成を実施しておる状況でございます。

当町においても、助成制度の導入を検討していく必要があるというふうに認識をしております。ただ、町内に産婦人科がある医療機関がなく、それから可児市も実施していないということから、可児医師会との調整は必要不可欠だと考えております。

また、健康診査を受診する医療機関が可児市内だけとは限りませんので、県単位で考えれば、

岐阜県医師会との調整も必要でございます。それから、医療機関への支払いも考えれば、国保連合会との調整も必要になるということかなと思っております。当町といたしましては、産後健康診査に対する助成制度の導入については、これらの調整が図られた後に可能だと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、子育て支援アプリの推進についてお答えをさせていただきます。

御質問は、御嵩町に即した情報の通知や、子供の生年月日や住所を入力すると健診や予防接種のお知らせが通知される機能がある子育てアプリに対する見解を伺うでございます。

現在、可茂管内で子育て支援アプリを導入している市町村は、可児市と美濃加茂市でございます。導入を検討しているまちもあるようでございますけれども、大半の町村はまだまだという状況でございます。

子育て支援アプリは、予防接種が適切な時期に接種できるようなサポート機能、それから子供の成長段階に合わせた子育て支援情報の発信機能、それから子供の成長の記録を夫婦、家族で共有できるといったような機能がございます。このアプリには、さまざまな種類がありまして、自治体が入力していなくても誰でも使えるものも数多くございます。自治体が入力することで、子供の成長段階に合わせた子育て支援情報の発信情報が使えるようになり、当町としては情報発信手段が一つふえることになりまして、子育て世代の方は時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得することができるようになります。このアプリを導入した場合は、毎月数万円程度の費用維持管理経費がかかるということでございます。当町では現在、子育て世代に対して予防事業として、予防接種を実施し、母子保健事業として、健診事業、相談事業、健康教育、訪問、それから助成事業などを実施しております。これらの事業の案内につきましては、個別通知を行っておりますし、予防接種の未受診者への対応もできておる状態でございます。

また、赤ちゃん訪問は全出生児を対象として生後1カ月から2カ月の間に訪問するなど、住民に寄り添った事業を実施しておるところでございます。

子育て支援アプリは、ICTを活用した新たな子育て支援策として妊娠中から出産、子育てまで全てのライフステージに合わせて、子育て世代をサポートすることが期待できますので、今後、他市町村の導入状況も踏まえつつ、子育て支援アプリを導入したことによる効果等を検証し、導入の検討をしていきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。

健診の助成金については、国も2分の1補助があることを伺っておりますので、何とか町も2分の1は要ると思いますけれども、その助成制度を実施していただければと思います。

それと、アプリはさすがに需要的にといいですか、もっと大きいところはたくさんやってみえるかもしれません。きめ細かく御嵩町としてはお母さんたちに対して対応してくださっているという中でありますけど、時代の流れというのもございますので、何とかまたいろいろ研究していただきまして、導入されることを望んでいきたいと思っております。

これで3点にわたっての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は12月15日の午前9時より開会をいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時35分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 高 山 由 行

署 名 議 員 山 口 政 治